

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（菊池 孝君） ただいまから平成28年第7回住田町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
-

◎開議の宣告

- 議長（菊池 孝君） これから本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（菊池 孝君） これから諸般の報告をします。
職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

- 議長（菊池 孝君） 町長より行政報告があれば発言を求めます。

町長、多田欣一君。

- 町長（多田欣一君） 平成28年9月の定例会におきまして、2点の行政報告を行います。
まず初めは、台風10号による被害状況でございます。

8月30日に本町に最接近した台風10号による被害について報告いたします。

日本の南海上を迷走していた台風10号が太平洋上を北上して接近してきたことから、8月30日、午前5時19分に住田町に大雨警報が発令され、同時刻に災害警戒本部を役場に設置しました。

午前8時30分には消防団と住田分署を含めた災害警戒本部会議を招集し、災害対応を協議。午前10時に町内全域に避難準備情報を発令するとともに、役場と各地区公民館の5カ所に避難所を開設しました。

午前10時16分には洪水と暴風の警報が追加発表、午後2時40分には土砂災害警戒情報が発表されました。

住田観測所の雨量は降り始めから108ミリと、それほどの雨量にはなりませんでしたが、釜石市の大橋観測所で298ミリ、遠野市の足ヶ瀬観測所でも274ミリを記録していることから、五葉地区でかなりの大雨になったものと思われます。

県が設置している大股の高屋敷の水位計が氾濫注意水位と避難判断水位を超えたことから、午後4時45分に金成地区と金成橋下流に避難勧告を発令、また、五葉地区の雨が強さを増したことから、午後5時5分に五葉地区全域に避難勧告を発令、さらに昭和橋の水位が氾濫注意水位と避難判断水位を超えたことから、午後5時20分に瀬音橋下流の川向地区と火石地区に避難勧告を発令、午後5時50分には高屋敷と昭和橋が氾濫危険水位を超過したことから、金成地区・金成橋下流と瀬音橋下流の川向・火石地区を避難指示に切りかえたところであり、ます。

町で把握した避難の状況では、最大で14カ所の避難所に96世帯、192人が避難しております。最終的に、翌朝まで避難されたのは2カ所に3世帯、8人ということになっております。

被害の状況は、9月5日現在の取りまとめでは、住宅被害では床上浸水2棟、床下浸水3棟、県道では釜石住田線が五葉地内の数カ所で一時通行どめ、箱根峠と県道遠野住田線の蕨峠、世田米矢作線は全面通行どめの措置がとられました。

町関係では、町道の路面洗掘・のり面崩壊など10カ所、普通河川9カ所、簡易水道施設1カ所、農道・農地3カ所、林道14カ所など、件数で54件、被害総額で約1億3,000万円に上っていると思っております。

また、8月17日の台風7号においては、簡易水道施設1カ所、道路の路肩決壊1カ所、8月22日の台風9号においては、町道の路面洗掘6カ所、簡易水道施設1カ所で被害が発生しております。

応急的な措置が必要な箇所においては、それぞれ補正予算を専決して対応しているところであり、そのほかの箇所の対応については、今議会中に追加で補正予算を提案する予定であり、議決後においては、できるだけ早く、早期の復旧を目指して対応してまいりたいと思っております。

加えまして、台風10号の関連であります、今回の台風では岩手県の沿岸北部の被害が甚大であることから、町村会を通じて支援の打診をしたところ、野田村から9月1日に給水の応援要請があったため、翌2日から給水タンクを運び込んでの給水支援に職員2名を派遣しておりますことをあわせてご報告申し上げます。

町内はもちろんのことですが、県内で被災された方々にお見舞いを申し上げるところであ

ります。

次に、臨時福祉給付金の誤支給についてのおわびを申し上げたいと思います。

臨時福祉給付金の誤支給についてですが、平成28年8月12日にシステム導入業務の委託先である株式会社アイシーエスから、平成27年度臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金について、システムのふぐあいを原因とする誤支給があった旨の報告がありました。

この報告を受けまして、町からは、平成26年度分についても誤支給がなかったか株式会社アイシーエスに確認を依頼しました。その結果、平成26年度分については、システムのふぐあいではなかったが、町の職員による税情報取り込みの際のシステムの操作誤りが原因となって誤った支給があった旨の報告がありました。

臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象は、いずれも町民税が課税されている方や課税されている方の扶養親族や配偶者特別控除における配偶者及び青色事業専従者並びに白色事業専従者は該当外でしたが、その方々を対象者として判定してしまったことが原因であります。

平成26年度支給対象者をシステムに取り込む際に、町の職員のシステムの操作誤りによって、また、平成27年度支給対象者を取り込む際には、株式会社アイシーエスのシステムのふぐあいによって、いずれも配偶者特別控除における配偶者及び事業専従者の情報がシステムに取り込まれず、誤った支給対象の判定となってしまったものであります。

加えて、保健福祉課及び税務課担当者の当該支給制度における支給対象範囲の認識不足もあり、確認作業の際に誤ったまま支給対象者として処理してしまったものであります。

誤支給の人数及び金額は、平成26年度臨時福祉給付金で29人、36万円、平成27年度臨時福祉給付金は25人、15万円、平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金、これは平成28年度繰越事業になりますが12人、36万円。合わせまして実人数で43人、87万円であります。

なお、誤支給となった方々には職員が直接訪問し、おわびと説明をし、誤支給となった金額の返還をお願いしているところであります。

今後につきましては、制度上の支給の目的及び対象範囲を適正に認識した上で、株式会社アイシーエスとともに、操作誤りの発生しないシステムへの改良及びシステムへの適正な課税情報等の取り込みと動作確認の徹底を行い、正確な支給対象者を確定するため、対象となる町民の皆様、通知等送付前や申請受け付け後の支給決定の際に、全件について該当要件の確認を徹底し、誤支給が生じることのないよう対応を徹底し、町民の皆様方の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

町民にご迷惑をおかけしましたこと、まことに申しわけありませんでした。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 教育委員会より行政報告があれば発言を求めます。

教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 教育委員会から、平成28年度成人式について報告いたします。

平成28年度成人式は、去る8月14日、日曜日に役場町民ホールにおいて、菊池議長様を初め来賓各位のご臨席のもと開催をいたしました。

今年度の対象者は平成8年度に生まれた56名で、内訳は男性が36名、女性が20名でありました。ちなみに、過去の新成人の人数ですが、平成26年度は51名、27年度が56名。今後の見通しといたしましては、29年度は35名、30年度は59名となっております。

今年度、日曜日の開催といたしましたのは、新成人の晴れ姿を保護者や小・中学校時代の恩師の皆様にもごらんいただくべく、休日の開催といたしましたものです。

当日は、県内のトップを切っただけの夏の成人式ということで、多くのマスコミも取材に来ており、各社の新聞・放送に取り上げられたところがございます。他市町村で見られるようなトラブル等は一切なく、厳粛な中にも和気あいあいとした非常によい雰囲気の中での開催となりました。最後の会場の後片づけにも、多くの新成人にお手伝いをいただいたところであります。これも、小・中学校時代の教育に加え、地域の教育効果の一端ではないかと思っております。

以上、報告いたします。

○議長（菊池 孝君） 次に、私学助成をすすめる岩手の会会長新妻二男氏から提出された「私学教育を充実・発展させるための陳情」は、配付としましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊池 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、11番、阿部祐一君、1番、佐々木初雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（菊池 孝君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの9日間に決定しました。

◎一般質問

○議長（菊池 孝君） 日程第3、一般質問を行います。

◇ 瀧本正徳君

○議長（菊池 孝君） 順番に発言を許します。

3番、瀧本正徳君。

〔3番 瀧本正徳君質問壇登壇〕

○3番（瀧本正徳君） おはようございます。3番の瀧本正徳であります。

先ほど町長からも話がありましたが、先日の台風10号、この住田町にも大雨による川の氾濫、家屋への床上浸水等々、道路の冠水、それから崩壊と大きな被害をもたらしました。

また、岩泉町や久慈市などでは、かつてないような大雨、豪雨によって川が大きく氾濫し、大きな、甚大な被害となってしまいました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、口惜しくも犠牲になられた方々に哀悼の意を表します。

こたびの台風、安心・安全な地域づくり、防災対策に大きな課題、教訓を残したと思います。今後、きちんと生かすべきものであり、総力を挙げた対応をすべきときと思います。

それでは、通告に従いまして、町長に対し、大きく2点についてお伺いします。

1番、空き家「特定空き家」対策についてであります。

空き家問題は全国的なことであり、今後もこの空き家はますます増加傾向にあると思います。この社会情勢の中、平成27年5月に空き家対策特別措置法が完全施行されました。自治体いわゆる市町村の権限が法的にも位置づけられ、空き家対策が本格的にスタートしております。

本町の空き家実態については昨年の調査でも明らかであり、これを受けて早急に対応策を示すべきと思うことから、次の3点についてお伺いします。

(1) 調査結果はすぐ生かすべきであるが、今、どのように進められているのか。

(2) 倒壊のおそれや衛生上問題のある空き家、いわゆる特定空き家の候補は町内に16件とあります。この状況と対応はどうなっているのか伺います。

(3) 特定空き家等の増加の抑制・処置対応のため、指針とする空き家対策計画をつくって、これで施策を進めるべきと思うが、どうでしょうか。

大きな2番でございます。

公金融資の未償還金問題と林業振興策についてでございます。

町の林業振興、木材産業の推進には、木工団地2事業体の経営安定化は大きな要素であります。昨年10月からの経営改革・改善への一丸となった本格的な取り組みにより、成果や改善の兆しが見えてきております。この大きな町政課題の町民に対する見える化姿勢推進のため、この観点で次の点をお伺いします。

(1) 木工2事業体の未償還金問題や、現在進められている改善策などに対する町民の関心は高くなっております。多くの意見を聞いております。そこで、今の状況を説明し、町民の声を聞く説明会を早急に行うべきと思うが、どうでしょうか。

(2) 木工団地2事業体の融資に係る償還計画のおくれ、拡大した立木未収金の対応について、町としての姿勢をお伺いしたいと思います。

(3) 林業・木材産業の振興、新規展開のため、新技術としてCLT（直交集成板）工法があります。将来の住田型林業を見据えて、これを生かした林業振興、木工団地事業体の経営強化、安定化を図るべきと思います。まずは、今、建設を計画している大船渡消防署住田分署の建設に当たり、新技術のCLT工法を取り入れ、林業の町をさらに発信すべきと思うが、どうでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（菊池 孝君） 答弁を求めます。

町長、多田欣一君。

〔町長 多田欣一君登壇〕

○町長（多田欣一君） 瀧本議員の質問にお答え申し上げます。

まず初めに、空き家関係でございます。

1点目の空き家調査の結果をどのように生かしているのかということですが、昨年度実施いたしました空き家調査につきましては、総合戦略・人口ビジョン策定にかかわる人口対策として、移住・定住推進の観点で、これは実施されたものであります。

議員ご質問の特定空き家としての判断は、建築や不動産などの専門知識や個人の財産権にかかわる法律などに基づく専門調査による慎重な判断が必要とされるものというふうに理解しております。

したがって、昨年度の調査はあくまでも移住・定住の受け皿として利活用できる対象の把握が目的であったことを、まずもってご理解をいただきたいと思っております。

さて、調査結果の活用ということでございますが、調査は対象家屋2,076戸を所有者へのアンケート調査と実地調査という形で実施しております。調査の結果、年間を通じて利用がない家屋が41戸、このうち、売買や貸借の意思があるものが6戸、お盆とかお正月に利用するが売買や貸借の意向があるものが20戸、合わせて26戸が移住・定住の受け皿として利活用できるものと捉えているところであります。これらについては、町の空き家バンクへの登録を促進し、8月末現在で5戸が新規登録。既存の登録24戸と合わせて29戸となり、移住希望者へ選択肢の拡大を図ることができたものと捉えております。

このほか、年間を通じて利用がないもの41戸のうち、外観上危険と見られるものや衛生上好ましくない状況の家屋が16戸、雑草、やぶ等で調査が不可能であった家屋が17戸ありました。所有者の所在や利用の実態が不明な家屋が150戸あります。これらにつきましては、移住・定住における利活用の拡大のため、今後も売買や貸借についての所有者の意向把握や相談活動、また、所在が不明な所有者の調査など、引き続き移住・定住の選択肢拡大のための取り組みを継続してまいりたいと思っております。

また、調査結果につきましては、不動産・建築や財産権に関する法律などに基づく専門調査の実施や、特定空き家の判断基準等を設ける際の基礎資料として活用できるのではないのかと思っております。

次に、（2）番ですが、特定空き家の状況ということで、ただいま申し上げましたとおり、

昨年度の調査というものは、あくまでも人口増加対策として、空き家バンクへの登録を目的として行ったものでございまして、議員ご指摘の16件は外見上で危険と見られたものでありますが、そのほかにも、やぶ等で調査不能なものが17件や、利用実態が不明なものが150件あるということで、これらの特定空き家状態であるかどうかにつきましては、昨年度の調査だけでは判断できないというふうに捉えております。

特定空き家としての判断は、先ほど申し上げましたとおり、専門家の専門的な調査によって慎重な判断が必要とされるものと理解しておりますので、特定空き家として判断するための判断基準の策定、また判断するための協議の場の設定などにつきましては、今後の課題と捉えているところであります。

次に、空き家対策計画を策定するという質問でございますが、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、空き家等の所有者等の責務、市町村の責務が明確にされました。議員ご指摘のとおりであります。その中で、市町村長が行う特定空き家に対する措置については、助言、指導、勧告や行政代執行など、必要な措置命令ができることが定められております。

一方、空き家等対策計画の策定につきましては、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、基本指針に則し定めることができるとされていることから、計画の策定が特定空き家の増加抑制や処置対策だけが目的ではないものと捉えております。

ご質問の特定空き家の増加の抑制や処置対応のため、またはその判断の指針としましては、ただいまも申し上げましたように、建築や不動産などの専門知識や個人の財産権にかかわる法律などに基づく専門調査による慎重な判断が必要とされるものであります。

したがって、特定空き家として判断するための専門調査や判断基準の策定、また、判断するための協議の場の設定などにつきましては、平成28年4月に告示された総務省と国土交通省の指針等に従い、今後、対応を図っていく必要があるというふうに思っております。

それらを進めていく中で、公共の福祉の増進と地域振興を図る観点から、空き家等に関する施策についても総合的かつ計画的に推進する必要があると判断される場合は、現在進めている総合戦略、人口ビジョン、総合計画とのそごがない形で取り組む方向性について検討する必要が出てくるものと捉えております。

次に、大きい2番目の木工団地に絡んででございます。

瀧本議員ご指摘のとおり、2事業体での現況は、昨年10月から、けせんプレカット事業協同組合の専務を支配人としてお願いし、新たな経営体制、生産体制で経営の改善を図ってき

ており、経営再建、経営の安定化に向けて努力をしてきているところであります。経営の安定化のための改善の成果という兆しは見られると思っているところでありますが、経営状況は依然厳しい状況が続いていると捉えております。

町民の方々への説明会を早急に行うべきというご指摘でございますが、本年度から、県と町の事業によりまして、経営支援アドバイザーの方を2事業体に派遣し、経営内容等を調査、分析、助言等も行っていただいているところであります。今後、この経営支援アドバイザーの方の協力をいただきながら経営計画を策定することになっているところでありますので、2事業体の経営状況の推移も注意しながら、経営計画がある程度説明できる状況になるなど、機会を捉えて説明会はやっていきたいと思っております。

次に、(2)番の償還金、未収金については、新たな経営体制、生産体制での経営の改善を図っており、経営の安定化のための改革の成果という兆しは見られると思っているところでありますけれども、まだその途上にあると捉えているところであります。

したがいまして、債権の回収につきましては、今後その経営の改善をさらに進めていくとともに、加えて、今後策定される経営計画に基づく経営を推進し、早期の経営再建、経営の安定化ということを図りながら、確実に利益の上がる体質に改善し、貸付金等の納付をしていくものと思っているところであります。

町としましても、2事業体の経営再建、経営の安定化ということに対して、できるだけ支援を引き続き行ってまいりたいと思っております。

最後に、住田分署建設にCLTということでございますが、大船渡消防署住田分署の建てかえにつきましては、平成28年度と29年度の2カ年事業として、建設場所は役場庁舎北側の町道向かいで、運動公園の南側に隣接する箇所を予定しているものであります。

設計の発注につきましては、対外的に高い評価を受けております役場庁舎のすぐ脇に建設することとなりますので、周辺環境との調和や本町の地域特性を考慮し、豊かな創造性と高い技術力での提案を期待し、公募型プロポーザル方式により発注業者を選定することといたしました。

公募は町のホームページへの掲載と、業界紙等への情報提供により行いまして、6月1日に公募型プロポーザル実施の予告掲載と6月23日に実施要領等の公表を行ったところであります。7月12日提出期限の参加表明書は45社から提出がありましたが、最終的に7月20日までに技術提案資料の提出がなされたのは40社であります。

遠くは福岡の業者からも応募がありました。通常は多くて10者程度の応募者数と伺ってい

たのですが、木造の役場庁舎に対する関心の高さの効果によるものと捉えております。

プロポーザル審査委員会は、建築や景観が専門の大学の先生方と住田分署長、消防団長、副町長、総務課長の7名を委員に委嘱いたしまして選考に当たっていただきました。

第1次審査は7月24日に行われ、提出された技術提案説明書等の書類審査によって、第2次審査に進む6者が選考され、選考された6者の技術提案資料は役場交流プラザでも公開をしたところであります。

審査の結果につきましては、審査委員からの答申のとおり、最優秀賞に東京都渋谷区の株式会社SALHAUS（サルハウス）ということで決定をしております。

構造につきましては、伝統木造の知恵と地場産業を生かした現代木造架構とし、具体的には町内で生産される杉の製材と集成材を使用する、貫式木造ラーメン構造の提案であります。

今回のプロポーザルはあくまでも契約相手を選定するものであって、提案された内容のとおり設計されるものではありませんので、具体的な設計内容については、瀧本議員からの提案のCLTの採用も含めて今後、詰めていくことになるものであります。

いずれにしましても、構造は木造でという大前提がありますので、木造の役場庁舎とあわせ、町の林業振興や木材産業の推進につなげていくものにしていく必要があると考えているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） それでは、再質問をさせていただきます。

空き家の調査についての狙い等々については、そのとおりであるというふうに私も考えております。ただ、この動き、空き家等にかかわる問題というのは年々ふえていくと。その理由は、高齢化なり、人口減なりということの原因だよという考え方、その主な理由は、というような形で捉えてよろしいのかどうかをまず確認しておきたいと思えます。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 空き家の問題につきましては、瀧本議員もおっしゃられているとおり全国的な問題と捉えております。その理由としましては、高齢化ですとか人口減、そのほかに、例えば高齢になった方が介護施設に入所されて、そこが空き家になるですとか、新しい家を新築されて、その古い家が空き家になるですとか、さまざまな理由があると思えますけれども、議員ご指摘のとおり今後、町内では増加していくと捉えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） それが現状だというふうに私も思います。

ただ、その現状はわかるんですが、年々ふえていくという状況を見ながら、それでは町とすればどういうふうな形の対応をするのかということなんですが、当面、利活用については、リフォームから何からも含めて再利用についての段取りについて、計画についてはそのとおりよくわかっているんです。ただ、何もしないと、朽ちていくと、危険だというような状況に対する対応はどうかということが、今回の質問の理由です。

ですから、きちんと数字として出ているということですし、あっちこっちのテレビ等でやっていますし、本当におっかない状況があるんです。それに対する姿勢というのが見えないというふうに私は思ったんですが、その辺をどういうふうに考えればいいのかなど。さっき話した個人のものとか、所有権の関係とか、財産権の関係等々の関係なのかということなんですが。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 空き家につきましては、第一義的には空き家の所有者等がみずからの責任によつて的確に対応していくということが、法でも定められておりますように前提だと捉えております。

また、昨年度行った調査はそのとおりでございますけれども、特定空き家に指定するためには、まず調査を行つて助言、勧告、命令、行政代執行というような段取りを踏まなければならないと捉えております。その特定空き家に指定するためには、先ほどから申し上げていきますとおり、専門的な知識が必要となってくるものと捉えておりますので、慎重な対応が今後、必要となってくると思つております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） そのとおりだと思います。ただ、そういうふうな状況、発生状況等々が何ともならないということで、急いで議員立法されたのが、さっき話した空き家対策特別措置法だと思うんです。要するに、個人のは個人だと、本来の形というのはそのとおりなんですよ。ところが、全国的に、それではもう社会的に危険な状態だということで、この地域に合わないとか、いろいろな人に迷惑がかかるということで、これが始まったと思うんですよ。それを受けた住田町としての立場が欲しいということのための質問ですので。

その第一には、私は空き家にしないという取り組みをきちんとすると、個人のものだから

とってほっぽり投げておくんじゃなくて、例えば転貸すると、住所を移転するという場合のあなたの空き家の、その家の管理はどうなりますかということの確認までをきちんとまずやっておくと、それが第一にと、お金はかかりません。

それから、どう見ても、プロでなくても、すっかりこう草で覆われて斜めに何度以上という傾きがあるような、誰が見ても危ないと、プロでなくてもわかるというような状況のものに対する対応は何かあるのかということです。例えば、所有者に対し助言、指導、勧告、命令の順番でいくわけでございますから、最後に代執行までいきなりやってしまうと所有権の問題からいろいろなことが絡んでくるんですよ。お金もかかります。立てかえた家が、金が返ってこないということもありますんで、まずできる部分をきちんとやるというふうなことで考えているんですが、どうでしょうかね。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） まず、できることからというところでございますけれども、まず、法の目的としましては、公共の福祉の増進と地域の振興というところで、特定空き家の対策というのはその一部であると捉えておりますし、国の国土交通省や総務大臣からの、総務省からの基本指針は示されましたけれども、それは参考となる一般的な考え方を示すものでございまして、各地域の実情に応じて適宜、判断基準を定めることとされておりますので、その判断基準を定めるには、その専門的な意見なりが必要だというふうに捉えております。

プロでなくてもわかるというお話でしたけれども、プロでなくてもわかるような、傾きが激しかったり朽ちているような状態でありましても、個人の財産ということには変わらないので、調査をするときにも所有者に同意を得なければならないというのがありますので、法にのっとった形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） もちろん町でやるわけですから、全てが法にのっとってやるわけなんですけど、この分野に、やばつという言葉はまずいか、下手にかかると別な大きな問題になるよということの懸念だと思うんですが、私は、代執行をする前の段取りまでは早急にやるべきだと。壊してしまうというふうになれば、全く財産権等々の問題がありますんで、別な問題になるんですが、それよりも前については、何ら考えておくことはない、世の中の動きがこうなんでということで、国全体が騒ぎ始めて、こういうふうな動きになっているわ

けですから、役場とすれば、何でこれが出てきたかということを含めて、ぜひとも1、2、3同じ中身なんです、対応すべきではないかなと思うんですが、どうでしょうか。再度お願いします。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 瀧本議員ご指摘のとおりだと思います。

町といたしましては、先ほども申しましたとおりの判断基準の策定ですとか、判断をするための協議の場の設定などについては、今後の大きな課題と捉えておりますので、今後、対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 私も議員を4年やりましたので、検討しますとか今後というのは余り当てにしないんですが。これはお金の、予算に大きくかかわることとなれば話は別なんです。ただ、例えば、転出するときの空き家の対策はどうなんですかと、税金が高くなりますよということまで含めて、やはりきちんとしなきゃならないし、公の社会の問題ですから、壊れそうなものをほっぽり投げておけば個人としての義務に問題になるんですよというあたりまで含めて、窓口でも対応、それから個々の対応ということでやってほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 町民生活課の窓口としましては、転出されるときに、世帯減というふうになることは把握できることであると思っております。その空き家の、残った家の管理につきましては空き家バンクの登録ということも考えられますので、企画財政課と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） いずれ、その方向で進めてほしいんですが、形として今後ぜひとも検討してほしいんですが、調査でもって意向調査はしたよと、ただ、壊すための意向調査というのは余りやっていないような気がするんで、できれば、その空き家の所有者、固定資産税等のあれを見ればわかると思いますから、それを見て、壊すときの対応も含めて、市町村によってはお金を幾らか補助をしてもいいから、とにかく壊してほしいというところもありますんで、ぜひとも、どてんと転んで、うちが壊れて、誰かがけがをするというふうなことは

ないような対応が欲しいと思いますが、そういう部分も含めて検討すると、今後、今後というやつがいつになるのか教えてほしいと思いますが。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 先ほど申しました転出者に係る指導というかお話ということとは、今からでもすぐにできると思いますので、できるところから取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 話の仕方がよく、私が下手なもんですから、進まないのであれなんです、いずれ、この空き家については全国的に動いていますから、ほかが動き切った後に動くのも方法だと思いますけれども、やはり問題であれば、早目早目と動いてほしいと。特に危ない部分、それから、町の顔らしい、顔となるべき地域の半分崩れかかったような家については、やはり何らかの対応をする時期というふうに思います。きょうはその入り口等々のことを言っていますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

2つ目です。

木工団地等々の関係の説明会の件なんです、私は何回となくこう話し合いしているもんですから、わかっているつもりなんです、意外と町民が理解していないというのが現状だと思います。それで、新聞等に何回も載るんですよ、そのたびに聞かれるんですが、一体どうする気なのかということと言われるんですけども、町長のさっきの話だと、一つの区切りを待つような形なんです、やはりこれは今の状況を、答えが出てからじゃなくて今の状況を、少なくとも町民に対して、新聞経由とかじゃなくて、やるべきじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 先ほど町長のほうから答弁もございましたけれども、今の体制、それから経営支援アドバイザーの方の協力を得ながら、改善計画、町の債権をこうしていくんだよというふうなことも含めた改善計画を作成していただき、そのことをもって再度、議員の皆様と事業体関係者との意見交換会なりを行っていきながら、町民の皆様にも説明できる状況となるなどの機会を捉えて、町としては行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 私も、1回説明するんであれば、それがいいのかなというふうになんか思っていたんです。ただ、意外とわからないことが1つと、それから、これはテレビで見ようと思えば見られると思いますが、やはり密室化とかそういうふうな形の、本当はどんな話をしているんですかというような聞き方をされるんですよ。これね、実を言うと、信用にかかわるんですよ。議会と町民というような感覚もありますが、町と町民との関係も、見えないところで何かをやっているというような形で見られているんです。これは正直言って、信用に成り立っているこの地域から言えば、マイナスの大きいところなんですよ。

だから、町民の声を聞く機会をいっぱい、私は設けたほうがいいんじゃないかなと。特に、今回のような大きな問題で正論が通らないと、本来貸したものはすぐ返ってくるというような、計画的に来るもんだというふうな形で考えている正論が通らないというふうな問題ですから、ぜひとも町民に対する見える化といいますか、いずれ、透明度を増すための段取りはしてほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。その観点でお願いします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 町民の方々からそういったお話を聞くということでございますけれども、今現在、この場では、先ほども申しましたとおり、町の債権をこうしていくんだよというふうな部分も含めた改善計画、これが説明できる状況になったときに、それらも含めて町民の方々にご説明、説明会を開催させていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） それは、そのときはそのときでやってほしいのですが、何回も言いますよ、この問題に対する町民の不安があるんですよ。新聞の中では、逆に言えば議会の秘密と言えど変だけれども、そのベールで隠れた部分があるんだと、そして我々はもっと町民の代表なんだからというようなつもりで対応すべきだというふうな形の言い方もされているんです。

そういう中では、町民に対して話をして、話をすれば町民は皆わかるんですよ。町長がふだんから、町民の提言が、いろいろな話を聞きながら進めるよと、こう言っているわけですから。その辺の話を今回のものに当てはめてもいいのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。町長、どうでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 瀧本議員のお気持ちもわかりますし、議会の方々の意見もそのとおり、

密室で町当局と議会がぐるになって何かやっていると、そういうようなことでは決してないわけですが、私たちも町民の人たちに説明するためには、現状をきちんと捉えて、それがこういう見通しで前に行きますよと。それが瀧本議員おっしゃるとおり、今すぐにもやったらどうだというのは、大変だ大変だ、どうしたらいいかわからないというような状態で町民に行くという、町民にご説明申し上げるといえるのでは、かえって混乱を招くのではないのかということで、経営アドバイザー等の意見をいただいて、こういうふうな再建をしていくんですよという一定の見通しを立てた中で説明をしないと、かえって町民の皆さんたちを不安に陥れたり、混乱する原因になるのではないのかなというふうに捉えていますので、そういうようなものの条件を整えた上で説明をしたいと、説明会をしたいというふうに思っています。

説明会を決して逃げていたりとか何とかということではありませんので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） わかりましたではないんですが、夕張、よくテレビでやっているんですが、あそこの町民は、今の夕張市の財政状況を含めて、自分たちの町の課題は何だということをおよそどの町民が理解しているということだそうです。サービスの悪さ等々についても、その理由をきちんと把握しているということだそうです。

同じように、やはりこの問題は林業のことを考えるとすごく足かせになるものですから、何とか方向を見出したいということがあるんで、町長がそのような形で考えるのであれば、当面、11月になれば、地域に私たちが入っていくわけですので、その中での対応というふうな形になるのかなというふうなことを思いながら、今、説明を聞いております。

何回も言いますが、信用が一番でございますので、信用のためには内容を話して、それから皆さんとの話し合いをすると、意見を聞くということが原点だと思います。

(2) 番の未収金等の対策なんですが、償還おくれ等々については、この後も何人かの質問に入っていますので、私は立木未収金の部分についてだけ聞きたいんですが。

具体的に立木は町民の本当に汗と血の塊のような財産なんです。その未収というのは、言うならば自主財源の部分の未収でございますんで、町民税等々の未収と同じような形のぐらいい内容的には重いものだというふうに私は思っているんです。だとすれば、これに対する町の本気度ね。例えば、5,000円の未納があっただけですつこいぐらい督促が来る中で、どのようにやっているかということ、やはり町民に対してちゃんと言わなきゃだめなんです

よ。あわせて、経営主体たるその理事に対して、やはりきちんと通告するというぐらいの気構えが欲しいんですが、どのような形の督促等々、経営がよくなったら回収しますということじゃなくてどのような形の中身で動いているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 立木の未収金の部分につきましては、瀧本議員おっしゃるとおり、そういった部分があるというふうに思っています。

町としましては、未収金の部分については木工団地ランバーの責務がありますよということで確認書を取り交わしておりますし、貸付金の返済もそうですけれども、ぜひ納入していただきたいなというふうなことでお話ししているところであります。

この部分につきましても、先ほどの答弁と重なるわけですが、そういったことで、経営計画というところを現実的な部分で作成をしていただきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 責任あるよということで、それなりの請求なり、その手続はしているということについては、そのとおりだと思いますが。正論が、正論で通らないと、貸した、返すと、返しかねる理由を言う、それから自分たちはこういうふうにしたいんだというふうな形の会社のほうからの話があると思うんですが、その辺について再度確認したいと思います。

要するに、おおよそ2年分なんですけど、その分を返す金なんだよと、だったらば延ばしてくれなのか、均等割りにしてプラスしながらやってほしいとか、あとは返せるときに返すからいいよということなのか、それとも何もしないでただ返せ返せで終わっているのかというあたりの話はきちんとしておかないと、町民が納得しないということだと思います。それについて伺います。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） そういった部分につきましても、今度のその経営計画というところにも絡んでくるのではないのかなというふうに私は捉えているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ここで3番、瀧本正徳君の再質問を保留し、暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました3番、瀧本正徳君の再質問を許します。

瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 償還できなかった部分については、今後のことについては、木工団地事業者の経営計画の中でもって対応するというので、それで、まあよろしいわけなんです、町とすればどういうふうな形で話をしているのかをもう一回確認したいと思います。これは本気になってやってほしいという部分を込めて、事業体任せなのか、それともそんなことがあってはならないんだということ強く言っているのかのあたりが、いまいはっきりしないというふうに思います。その部分を聞きたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 町としましては、事業体任せということではございません、当然、職員も派遣しておりますし、ただ、木工団地の経営の再建、それから経営の安定化、この部分が大事なところだというふうに捉えて対応をしているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） はい。それでは、ぜひとも正論が通るような形、前回のよう、理事会の中で方向違いの発言が出るような認識の違いがないような形の、借りたものは返すと、返せない場合はどうするかということ、普通の人間であれば、返せない理由を言って、だったらこうしてほしいというふうな形のものがあるわけですから、そういうことに対しては、我々は話を聞きながら判断をするということだと思いますので、そういうふうな当たり前の話が流れるような形の持っていき方をしてほしいなというふうに思います。

(3) 番目の消防分署のCLTを使うべきということにかかわってなんですが、先ほど町長のほうから、基本設計の部分はそのとおりでいいんですが、CLT材を使うことは可能だという、工法を入れることは可能だということなんですが、そのことの確認をまずしておきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） お答えをいたします。

先ほど、町長が答弁申し上げたとおり、今回のプロポーザルはあくまでも契約相手を選定するためのものございまして、具体的な設計の内容等については、これからということございまして。

C L Tの材料としての使用につきましては、例えば、今回提案があったような工法で建設するという場合においても、C L Tの材料の活用は可能であるというふうに業者からは確認してございますので、そういった方向で詰めていくことになるのかなというふうに思います。ただ、予算的な問題もございまして、いずれ、今後詰めていくことになるということございまして。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 私は、ぜひとも入れてほしいというふうに要望、入れるべきだというふうに思います。その理由は、林野庁もそうなんです、国交省の関係の建築基準等々についても、その部分が、大臣の認可が全然変わった世の中の動きになっているんです。となれば、当然この分野については今から拡大する部分だろうということです。拡大すれば、さっきからの続きなんです、住田町としての林業の町の部分の産業の後押しにもなるというふうに考えていますので、そういうふうな観点でもってやっていければいいのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 何度も申し上げますが、いずれ具体的な内容につきましては、今後となります。

議員おっしゃるとおり、せっかく木造でつくるわけでございますので、できるだけ町の林業振興、それから木材産業の推進につなげていく必要があるというふうに捉えてございます。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） はい。アドバルーンを上げるじゃないんですが、やはり新技術としてこの部分があるわけですから、ぜひともその部分の検討をお願いしたいというふうに思います。

C L Tにかかわって最後なんです、町の総合計画の中に、そのC L Tにかかわる部分が入っているんですが、5年間で3回ほど検討会をしますというふうな中身なんです。ですから、今回は、ぜひとも消防分署、なるかならないかは別に、今こういうふうな話があり

ますんで、5年間に3回検討しますというような、その程度の中身の進め方じゃなくて、もっともっと強い姿勢でもって、今からの林業ということで新しい方向を見出して行ってほしいなということですが、課長、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 本町の取り組みということで、今現在、CLT工場の設置、これを目指して進めているところであります。

5年間で3回ということですが、それに向けたさまざまな意見交換といいますか、交渉といいますか、そういったものはもう、かなりの回数をやってきてございます。この先の議員の方々のご質問にもございますけれども、一番大事なのは出口というところで、今、大手ハウスメーカー等に一緒に参画していただきたいということで、話をして進めているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 林業の町ときちんとうたっておりますので、おくれることなく対応しながら進めていってほしいなというふうに思います。

私の質問を終わります。

○議長（菊池 孝君） これで3番、瀧本正徳君の質問を終わります。

◇ 村 上 薫 君

○議長（菊池 孝君） 次に、6番、村上薫君。

〔6番 村上 薫君質問壇登壇〕

○6番（村上 薫君） 6番の村上薫であります。

先ほど3番議員からお話がありました。町内、岩手県、特に県北それから北海道に甚大な被害をもたらしました台風10号の被災をされました皆様方に心からのお見舞いと、また、亡くなられた方々に対しまして衷心から哀悼の意を表したいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。町長及び教育委員長のほうにお願いをいたします。

それでは、大きな第1点でございます。

地域医療確保について。

先月の24日、町の本年度対県要望が小向沿岸振興局長同席のもと、大船渡地区合同庁舎で行われました。要望9項目中5項目を最重要課題と設定し、その内最上位に挙げているのが地域医療体制の強化・充実です。この6月末、上代医院閉院の現状を受け、地域医療確保が喫緊の課題であることから、次の点についてお伺いをいたします。

1つ、上代医院閉院後の後継医師確保をどのように取り組んでいるのか。

2つ目、後継医師決定、再開までの間、特に住田地域診療センターと町内外他医療機関との連携協力が欠かせません。医療体制の強化・充実をどのように図るお考えか。

3点目、地域医療確保のためには医師確保が最重要であります。世田米、有住地区、バランスのとれた地域医療確保のために、今後どのように取り組んでいくお考えか。

大きな2項目めです。

教育環境整備について。

対県要望2番目に挙げられているのが、県立併設型中高一貫教育校の設置です。平成13年度に検討委員会を立ち上げて以来15年が経過をいたしました。また、昨年6月、改正学校教育法が成立し、今年度から小中9年間の一貫教育が可能な義務教育学校設置が制度化されたことから、次の点についてお伺いをいたします。

1つ、町への県立併設型中高一貫教育校設置の実現性について、どのように捉えているのか。

2点目、県内初となる義務教育学校の大槌学園が開校をいたしました。このことをどう捉え、本町少子化時代の学校教育の充実・強化を図るお考えか。

以上、大きく2項目について、町長と教育委員長にご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 答弁を求めます。

町長、多田欣一君。

〔町長 多田欣一君登壇〕

○町長（多田欣一君） 村上議員の質問にお答え申し上げます。

まず、地域医療確保についてでございます。

本町の地域医療は、これまで県立大船渡病院附属住田地域診療センターを核といたしまして、そのほかに上代医院を初めとする個人が経営する2つの医科医院、2つの歯科医院によって担っていただいているところであります。しかし、このうち、上代医院が医師の健康上の理由から6月末をもって閉院となったものであります。

町としましては、個人医院の閉院ではありますが、総合計画の部門別計画にも、この地域医療体制を維持していくということにしており、数少ない医療資源がなくなることによる町民の安全・安心な生活を送ることに大きな影響があると判断をいたしまして、町と町内の開業医の医師及び気仙管内の医療関係者で相談・協議しながら、その対策として、現在と同じ場所で引き続き医院を開業していただける医師を探していたところでもあります。

そして、医師確保につきましては見通しはつきましたけれども、現在は、医院開業の条件整備について、関係者と相談・協議を進めているところでもあります。

次に、(2) 番でございますが、町内外他医療機関との連携協力が欠かせないということで、そのとおりであります。医院の閉院が判明した時点で、町内の開業医の医師及び気仙医師会会長及び大船渡病院院長を訪問いたしまして、上代医院の閉院の経緯と町の今後の対応についてご説明を申し上げ、後継医師の確保についての情報提供や、医師会での学校医の分担及び出張診療ができないか、また、大船渡病院院長には、あわせて住田地域診療センターでの外来患者の受け入れなどについて申し入れをしてきたところでもあります。

ただ、医療資源が十分とは言えない気仙医療圏において、なかなか全てにおいてすぐに対応していただくということが難しい状況のようでありました。

外来診療については、住田地域診療センターの外来患者が増加している状況にあると伺っておりまして、上代医院閉院による患者を補完していただいていると捉えているところでもあります。

医院再開までに医療体制の強化・充実をどのように図るかということですが、現在、上代医院が担当しておりました学校医などは、当面は町内の開業医の医師に担っていただいておりますので、まずはできるだけ早く医院再開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3) 番でございますが、最初の質問にもお答えしましたとおり、本町の地域医療体制の中で1つでもその機能を失うことは、町民の安全な暮らしを守るまちづくりや、本町のこれからの地域包括ケアシステムの構築にとって大変な痛手であります。このことから今後、特に医科診療所において、その機能が失われないように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

大きな2番の教育環境整備につきましては、教育委員会のほうからお答え申し上げます。

私からは以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育委員長、多田茂君。

〔教育委員長 多田 茂君登壇〕

○教育委員長（多田 茂君） 村上議員の2の教育環境整備についての（1）教育環境整備に係る県立併設型中高一貫教育校の実現性についてどのように捉えているかのご質問にお答えいたします。

本町への県立併設型中高一貫教育校の設置につきましては、これまで中高一貫教育に関する研修会やシンポジウムを開催し、その有意性を確認しながら、あらゆる機会を設け、設置者である県への要望活動を展開し、本町の目指す中高一貫教育校の考え方につきまして理解を求めてまいりました。

しかし、県におきましては、本町が提案する中山間地域の担い手育成タイプの中高一貫教育校は、県で導入する学校のタイプとして適切ではないこと、県立併設型中高一貫校である一関第一高校の成果を検証しなければならないこと、地域における中学校卒業生数が将来にわたり減少する見通しであることなどを理由に、本町の要望を受け入れていない状況にあります。

しかし、村上議員ご指摘のとおり、小中9年間の一貫教育が可能な義務教育学校が制度化されるとともに、5歳までの義務教育化が検討されるなど、教育制度そのものを見直そうとする国の動きが見られるようになってきております。

また、地方創生につきましても、国では人材育成の重要性を訴えており、本町における保育園から高校までの一貫した特色ある教育につきましては、まさにこれからの教育の的を射ているものと捉えております。

さらには、平成21年4月に岩手県内初の県立併設型中高一貫教育校として開校した一関第一高校附属中学校に入学した生徒が同高校を卒業し2年が経過しております。その成果がある程度検証されたことから、新たなタイプを含め、中高一貫教育校の設置にはずみがつくものと期待をしているところであります。

本町といたしましては、中山間地域、過疎地域における中等教育の魅力づくり、人材育成としての県立併設型中高一貫教育校の設置であります。また、地域が必要とする中等教育のあり方につきましては、行政だけでなく広く住民運動としても盛り上げ、関係者一丸となって設置者としての県に粘り強く訴え続けること、そしてこれらの活動を継続していくことこそが実現のための展望を開く方法だと考えております。

また、中高一貫教育校につきましては、本町だけではなく中山間地域において高校を抱える地域全体の課題として捉え、このような地域と連携した県への働きかけにつきましても今

後、模索してまいりたいと考えております。

次に、（２）大槌学園の開校をどう捉え、本町の少子化時代の学校教育の充実・強化を図る考えかとのご質問にお答えいたします。

村上議員ご指摘のとおり、本年４月に県内初の義務教育学校である大槌学園が開校し、学年の区切りを４・３・２制とし、５年生から一部に教科担任制を導入するとともに、独自の復興教育にも力を入れながら小中一貫教育に取り組んでおります。

大槌町におきましては、震災前からの中１ギャップへの対応、震災後における安心して学べる教育環境の復興や継続性を持った児童生徒の心のケア等の諸課題を解決する最も効果的な教育のあり方が小中一貫教育校である大槌学園の設置であったものと捉えております。

この義務教育学校につきましては、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫教育校となり、就学年限は９年となりますが、義務教育の学年の区切りにつきましては地域の実情に応じ各教育委員会などの判断で変更できることとなります。また、学校等の判断で柔軟にカリキュラムを組むこともできることとなります。本制度の創設につきましては、児童生徒を取り巻く環境の変化に応じて柔軟に学校教育制度を変えていこうとする試みであると捉えております。

なお、本町における少子化時代の学校教育の充実・強化をどう図るかのご質問ですが、本町におきましては、今後の児童数の減少や、将来を担う人材の育成が大きな課題となっております。

今後の学校及び児童数につきましては、総合戦略における各種施策を総合的に推進しながら、１学年２０人、２校で４０人の児童数の確保による小学校２校の維持と複式学級の回避を目指してまいりたいと考えております。

また、各小・中学校につきましては、小規模校なるがゆえの切磋琢磨の機会や、クラブ活動等に関する課題はありますが、今後におきましても、本町の特色である国際理解活動と森林環境学習を柱とする保・小・中・高の継続的、系統的な教育活動の一層の充実、オール住田の教職員による校種を超えた研究活動、小・中学校への講師、巡回型教育支援員、国際教育講師の独自配置、中学生の海外派遣研修事業の実施など、小さい町だからこそできるきめ細かい教育振興に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、本町における人材育成におきましては、県立併設型中高一貫教育校の設置や、文部科学省の研究開発学校の指定が必要不可欠となることから、その実現を目指した取り組みにつきましても継続してまいりたいと考えております。このような施策の取り組みを通して、

学校教育の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、大きな項目の地域医療確保についてでございますが、先ほど町長のほうからは、現在、上代医院閉院後の医師確保については、医師の方はある程度めどはついていると、ただし、経営体制といいますか、そのところが問題だというふうな説明でございました。そこで、問題は医師の方がどういうふうな条件といいますか、そういうものを出されているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） その医師の方からは、自分がみずから開業する形ではなく、どなたか経営していただく方があって、その方に雇われる形であれば来ていただけるという条件をいただいているところであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 現在、その医師の方、お一人はまずめどがついたということですが、今のその方は、みずからは開業はしないと、どなたかが経営をして勤務医みたいな形であればいいということですが、そのほかの医師という方はいなかったのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 候補となる方は挙げてはみたところではありますが、実際にまず当たってみて、お一人目の方でまずそういったお話がありましたので、そこから進めているところであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） とりあえず、まずお一人目に当たったら来てもいいよと。ただし経営はしないよという方だということで進めているということですね。そうしますと、まずはその方に今、的を絞っているということだと思いますので、具体的にその条件を満たしていくために、例えばその経営体制をどのような形で整えていこうと町はしているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 経営母体ということで、法人化をまず検討したところでありますが、町内でどなたか出資して、主となってそれを経営していただける方はいないかというので内々に当たったところ、そういった方々がやはりちょっといないということで、それ

から、新たな法人を立ち上げるとなると時間がかかるということがございます。認可なりといった部分がありますので、そういった時間の問題がありますので、できるだけ早く再開させるにはということを考えますと、既存の法人に声をかけて、上代医院をその法人の分院としてできないかということのほうが早いのではないかとということで、今現在は、その既存の医療法人等にお声がけをしているところであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） その経営母体ということで、今、3つほど挙げていただきました。町内の出資の方がいないのか、あるいは新たな法人としてどうかと、3つ目は既存の法人の方々のほうに分院としてやっていただけないかと。その分院とすることのほうが時間的といえますか手続上も簡単だと、スムーズにいくというふうな考えということのようですが、実際にそれでは既存の法人の方々にどのように、どういうところに、もし差し支えなければ範囲内で結構ですが、今、交渉をしているのですか。今どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 今現在当たっておりますという部分と、当たった部分ということでは、管内で医院をしている大手の社会福祉法人、それから県内で法人を立ち上げて医院をしている方、それと県外のほうにもちょっと行ってまいりまして、震災復興で来ていただいているNPO法人のほうに、その地元のほうにどなたかこういった医院をやる法人がないかということでお話を通していただいて、そちらのほうにも周知をして、説明をしてきたところであります。

今のところ、その遠くの法人のほうは、やはり距離的な問題があるということで、分院として経営するのは少し難しいと、そのほかの部分であればいろいろご協力できますよという、相談に乗りますよというお返事をいただいたところであります。

あと、管内の大手の社会福祉法人のほうは、いろいろと課題が多いようだという事もありまして、現在のところ保留となっております。

それから、県内の個人で法人を立ち上げられている方については、今現在、まだ検討をいただいているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） なかなか、その病院経営というのは難しいというふうには思いますが、

そうしますと、今、県内の医院の方々のところ、継続的に協議を進めているということですが、めど的にはどうなのでしょう、感触的には。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） まだ何とも言えないところであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） なかなか病院経営の難しさというのがあると思うんですけども、例えば、今まで考えられたものというものの中では、陸前高田のほうに済生会さんがありますね。済生会さんは、これは支部とすれば、岩手県支部は北上病院ですか、済生会病院ですか、岩手県知事がその理事長ですかね、支部長ですかをやっているというふうなことなわけですが、県内でも岩泉町とか、そちらのほうでもやっているということで、こちらの済生会さんとはコンタクトをとって見て、どういうふうなことだったのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 済生会のほうとも話をしました。ただ、陸前高田に診療所を開設するときも、済生会内部でいろいろ混乱があったというふうに伺っております。さらにそれにプラスして、住田でも済生会の診療所ということになると、済生会ではちょっと乗ってこれないなど、そういうトラブルといいますか混乱があったというようなこともありますので、絶対だめだということではないんですけども、それではということには済生会としてはならないというお返事をいただいたところです。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 済生会のほうにも期待はしたんですけども、そういう事情ということですね。そうしますと、ますます経営母体を探すのが難しくなってくるということですけども、今後の見通しとして、6月ということではありますが、大体4月あたりから、まず実施的に上代医院さんは動いておりませんので、そうしますともう、6カ月近くもうなってくるということですが、これは年度内にめどをつけていくというふうなことで進めていくということでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 上代医院の後を引き受けて経営をしていただけるという方を探しているのはそのとおりなんです、中身としましては、今の建物施設ではちょっと無理があると、耐震性や何かもあるし、それから最新の機械設備、いわゆるレントゲンと心電図とそれからエコーと、最低この程度をそろえなければならないということになりますと、今の建物では

ちょっと無理でないのかというので、建物自体からやり直していかなきゃならないんじゃないのかというようなことも危惧されておりますので、それはそのとおりだと思いますので、それらへの対応も含めて、これからやっていかなきゃならない。場合によっては町のほうでかなりの支援をしながら、あの医院の改修をして、医療法人なり先生に来やすい体制をつくらなきゃならないんでないのかということで、今、協議をしているところであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、今、当たっている先生は、先ほどは経営の母体ということもありましたが、現実的には、今の上代医院のほうの建物は耐震性もあって問題があるということで、それらも含めて相談に乗ってほしいというふうなことということですね。確認です。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 町長のほうから答弁があったとおりでございます。そのとおりの状況となっておりますので、そういったことで進めております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、医師確保に当たっての問題というのは、1つは経営体制と、もう一つは施設のものと、2つに分かれるということですね。その経営体制のほうをまずどういうふうにするかということですが、そうしますと、今後はどのような経営体制を目指していくつもりなのかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 先ほど来、課長のほうからお答えしていますとおり、経営体制はあくまでも医療法人を立ち上げていただくなり、あるいは今ある医療法人の分院のような形でやるということにしろ、そういうような体制をつくっていただくということで、よその医療法人のほうとも話をしているんですが、その方からは、直営の診療所にしたらいいんじゃないですかと、それが一番早いですよというお話をいただいているんですが、それはやっぱり今の段階で難しいなという、いろいろな諸般へ対する影響がありますので、直営の診療所は検討していないということになります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 直営というのは恐らく町立ということなんだろうが、それは考えていないと。それで、新たな経営体制かあるいは分院ということということですが、いずれ、どちらかにしていかないと経営体制が成らないということだと思います。少し時間がかかる

ということですので、そちらのほうは、まず今後きちんと進めていただくということを期待をいたしたいと思います。

それでは、先ほどの施設的なところですが、現在の上代医院さんの診療施設あるいは入院施設、離れの住宅とかあるわけですが、それらは今後は、年内にもし決まらなければ、年明け後には解体をしたいというふうなこともあるようですが、その辺のところとはどういうふうな形で進んでいくのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 施設のほうの解体という部分につきましては、上代医院の安井先生のご家族のほうで、年明けぐらいまでには壊したいということであります。

その間にもし先生が見つかって、あの施設を使いたいというのであれば、それに対応しますよということではあったんですが、先ほど町長も答弁したとおり、利用できれば初期コストが低くて済んだんですが、ちょっとそのとおり利用ができないかもしれないということで、先ほどのような答弁でございましたが、ということで、今のところは安井先生のご家族のほうで解体をしていく方向となろうかと思えます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 先ほど町長から話がありましたように、耐震性の問題もあるということで、現状の上代医院さんの施設ではちょっと無理ではないかということのようです。そのために町の支援もある程度必要だろうということですが、そうしますと、町長の頭の中にあるのは、診療の施設、それから医師の住まいとかもあるわけですが、もう一つは医療設備というふうな3点セットで町長は今お考えということでしょうか、町長にお尋ねします。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） こういうご時世ですので、こちらでお願いして、とにかくこの地域で診療所を開設していただくということですので、かなりの部分、我々もリスクを持って対処していかなければならないのだろうというふうに捉えているところです。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） はい、わかりました。私も、西和賀のさわうち病院等も総務委員会の中で視察研修をさせていただきましたが、それぞれの町立、大船渡市もそうです、高田もそうですが、診療所を抱えているということで大変なご苦勞をされていると、特にも医師確保ですね。その辺は十分に議員も承知はしております。いずれ、町民の健康あるいはその増進ということで医師確保は大事なことでございますから、ぜひ力をつけながら進めていただき

たいというふうに思います。

それでは、(2)番目の後継医師決定、再開までの間の医療体制の強化・充実について伺いいたします。

他の気仙管内の、気仙医師会さんとかいろいろな方々、大船渡の病院あるいは地域診療センターのほうにもお願いをしているということですが、現在は何か支障とかそういうものは出ていないのでしょうか。

○議長(菊池 孝君) 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長(伊藤豊彦君) 現在のところ、ほかの町内の開業医の先生に大分ご負担をおかけしておりますが、学校医、それから産業医等は分担をさせていただいております。

それから、診療センターにつきましては、1回目の答弁のとおり患者数がふえているところでもありますし、診療センターのほうも看護師を1名増員して、それに当たっているということのお話を受けております。

○議長(菊池 孝君) 村上薫君。

○6番(村上 薫君) 聞くところによりますと、去年の4月から7月末までの4カ月間、そしてことしの同じ期間4カ月間、住田地域診療センターでは、平均をしますと月に200人ほど患者さんがふえているというふうに聞いております。現在は、常勤医師というのは、内科医のお二人、外科医の1人と、看護師さんが1人今ふえて5人ということのようですが、前には、内科の医師の方を1名増員をすると、それから、診療室も1室ふやすんだというふうなお話も聞いておりますが、現状はどういうふうな形になっておるのでしょうか。

○議長(菊池 孝君) 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長(伊藤豊彦君) そのように町のほうでも伺っておりました。確認したところ、今現在は診療室のほうは1室ふやして、その工事は完了したということでございます。ただ、医師のほうはまだ配置になっていないということでもあります。なかなかやはり医師確保というのは難しいところ、県においても難しいところなのかなというふうに捉えております。

○議長(菊池 孝君) 村上薫君。

○6番(村上 薫君) なかなか県立病院といえども医師の確保に非常に困っているというふうなことでございますが、住田診療センターの2階のベッドの確保ということもお願いをしているわけですが、なかなか実現がいまだにしていないということは非常に残念でございます。

それで、カレンダーの件ですけれども、健康と暮らしの予定表、各世帯のほうに配られているんですが、中身を見ますと、予防接種の実施計画を見ますとかなり、例えば高齢者のインフルエンザ対象者が2,400人、乳児から大人まで定期あるいは任意の予防接種がさまざまあるというふうに見ておるわけですが、上代医院さんの閉院に伴って、これらの対応というのは十分にできるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 定期予防接種につきましては、集団での予防接種がそのとおり上代医院の閉院の関係でできなくなりましたので、それは個別接種ということで、町民の方々には対応をしていただいているところであります。

それから、医薬品につきましても、大船渡病院それから住田地域診療センターのほうには不足とならないよう対応していただくようにはお話をいただいているところであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） いずれ、お医者さんがいなくなるということは、いろいろな面で大変な負担がかかってくるということですが、予防接種計画、これも大変大事なことだと思いますので、取り組みのほうは進めていただければと思います。

それでは、（3）のほうの地域医療の医師確保にもかかわるわけですが、世田米地区と有住地区のバランスのとれた地域医療確保についてお伺いをいたします。

上代医院さんが閉院ということですが、これは有住地区のほうでも起こり得る可能性がある。この類似の事態に対して、町のほうではどういうふうに対処していこうとしているのかお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） いろいろ差し障りがありますので答弁は遠慮させていただきたいと思いますが、いずれ、両方でバランスのとれた地域医療で、町民の安全・安心を守っていきかならないんだらうと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） なかなか答弁は難しいところだと私も思うのですが、あえてまずこれは、私、有住地区でございますので、同じようなことが起こり得るということは、これは私もそうですが、みんなそういうふうにいることだと思いますので、いずれ、世田米と有住地区の開業医がゼロという状態だけは、どうしてもこれは打開をしていただきたい。そのためには、日ごろからいろいろなお付き合いの中で意見交換をされているでし

ようから、どういうふうにしていくかと。

私が心配しているのは、上代医院さんの部分がもう少し早く、おやめになるというのであれば医院は残したままで、例えば、次に来るお医者さんの名義変更みたいな形でやっていくということが、本当は一番スムーズだったんだと思うんですね。これは有住地区についてもやっぱり同じだというふうに思いますので、大いに意思疎通をしていただきながら、その辺はお願いをしたいと思います。

それで、その医師確保についてですけれども、私は単純にお医者さんを住田町のほうに欲しいと言ったのでは、来ないのだろうと思いますね。例えば、献体というのがありますね、自分の亡くなった遺体を医学部の研修医の方々に、手術の実験台といいますかね、それは医学への貢献だと思えるんですね。宮崎大学では、自治体への説明みたいなものもやっているんですね。やっぱり、そういう特殊なそういうものも含めた形で、どうやってお医者さんを確保するかということを考えていかなければいけないと、当たり前に行ったのでは、とてもこの医師不足の中では来ないと思いますね。課長、その辺のところ、今後の進め方としていかなものか、どういうふうを考えているのかお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 献体を通してということかと思いますが、議員ご質問のとおり、医学に貢献するということで、生前からそういうふうに献体を希望して、献体をなさる方がいるということになります。献体につきましては、どうしてもその方にとっては無条件、無報酬というのが本当に必須条件ということでございますので、献体する予定だからといって診療時間が早くしてもらえとか、そういったその方にとっての優遇というものはないものでございます。本当に篤志行為ということで、志熱い行為ということのようでございますが、ということから言って、自治体、住田から献体する方が多く出れば、その町にお医者さんを回そうということはないのではないかなというふうに考えます。

ただ、いろいろと医師確保のためについては研究してまいりたいというふうに考えます。

○議長（菊池 孝君） ここで、6番、村上薫君の再質問を保留し、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました6番、村上薫君の再質問を許します。

村上薫君。

○6番（村上 薫君） 最後になりましたけれども、献体のことにつきましては誤解がないようにお話ししておきたいと思います。

いずれ、医師の確保のためにそれぞれの自治体でいろんな努力をされているという例がございます。宮崎大学では自治体向けに献体の説明会を行ったりしていると。いずれ、お医者さんに、一人前のお医者さんになるためには献体を通じて初めて人間にメスを入れるということはかなり緊張感もし、そこでお医者さんの自覚が生まれるんだそうです。いずれ私が言いたいのは、常々医大であるとか、自治医科大とか、いろんな県の医師、推進室といいますか、そういうところも、支援室もあるんでしょう。そういうところの情報交換を常に密にしながら医師確保に当たっていただきたいということを申し上げたいということでありまして。

それでは大きな項目のほうに入ります。

教育環境整備についてですけれども、町では県立の併設型中高一貫教育校の設置ということで県のほうにお願いをしているわけですが、先日の対県要望におきましても、なかなか県と町で議論がかみ合わないわけですね。ですから、それはなぜかみ合わないのか、そのかみ合っていないものを明らかにして論破していかなきゃならないというふうに思います。これは、総合教育会議は町長が主催しますので、町長にまず最初にお伺いいたしますが、どうして県のほうと町でかみ合わないというふうに考えておりますか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 先ほどの委員長の答弁にもあったようですけれども、やっぱり県で考えているのは、1つには中高一貫教育校というのは上級大学にいかにも多くの、しかもいい大学に輩出するかということが基本理念にあるというふうに捉えています。それからもう一つは、中山間地域のやつにかかれないう理由は、中山間地域で中高一貫校をやったときに果たして生徒数を確保できて継続的にやれるのかとどうかという、この2点がやっぱり県のほうがひっかかっているところでありまして、これに対して、私たちも最初の課題については上級学校を目指すものではなくて岩手県にいて地域を育てていく人材なんだという説明をしているわけですが、2つ目の課題については、数的に去年、おとし生まれた子供まで全部ありますので、なかなか攻めるに攻めかねる部分だというふうに捉えているところです。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今度は教育長のほうにお尋ねいたしますが、いずれ町で提唱する、今町長からも答弁がありました、それについても適切でないというふうな県教委の理由なわけですね。教育長はこの理由をどういうふうに論破していこうというふうに考えておりますか。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） ただいま町長、それから教育委員長がお話を申し上げたことと関連するわけですが、県教委が捉えるリーダー育成というのと、それから本町が提唱しているリーダー育成の、その論点の食い違いというものが一番大きいのかなというふうに思っております。本町はいわゆる中山間地の担い手、リーダーの育成を目指しているわけなんです、これがなかなか今の県には理解していただけないというところが、進まないというその大きな理由だと思います。

ただ、今国では大きく教育制度を変えようとしております。例えば文部科学省では独立行政法人、いわゆる国立大学に対して地元から学生を採って、そして地元に戻しなさいということ、これを学部の再編等とあわせて、そういうことを指示しているんですね。そういうふうに国の考えも変わってきているんです。県教委もそういった考えに変わっていかなければならないし、本町はそれを継続して訴えていくということが必要なのだろうと思います。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、県教委が適切でないとしている理由を私のほうから挙げますので、これに対しての反論をお願いしたいと思います。

1つは、町立の2中学校を廃止して県立の中学校1校にする案になっているわけですね。これに対して県のほうでは、生徒や保護者の選択肢というのがなくなるので、狭めるもので、これにはくみしないよということです。これについてはどのように反論しますか。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 今、県に要望している要望書に記されている中身については確かに町立の中学校を廃して県立1本にということなんです、たしかその要望書の中には、近隣市町と提携して、いわゆる選択肢を確保すると、いわゆる町外の中学校を希望する者についてはと、そういった選択肢も加えてあるはずだと思います。

どう論破していくかということなんです、今の要望の中身が果たして今の時代といえますか、もう既に10年以上もたっておりますので、その間、中学校の卒業生も40名を切るようになりましたし、住田高校も2学級から1学級になっているわけです。そういった状況に合

わせた理論を再構築して県に持っていくということが必要なのではないかというふうに思っております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 私もそのように考えます。いずれ、論点がかみ合わないということで県教委のほうではね返すということですので、今の現状に合わせたような形の論戦の組み方といたしますか、論点の組み方といたしますか、それが必要なだろうというふうに思います。

それで、もう一つは、町立の町内の中学校を1校にするというふうなことになっているわけですね。ということは、これは有住中学校と世田米中学校を統合するということを意味するわけですが、いずれこれもなかなか今回の総合戦略等から言いましても、整合性がないと、合わないというふうに考えます。これらも今回の併設型の中高一貫校というふうに持っていくには少し無理がある。町の中での無理もあるのじゃないかというふうに考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 確かに県立の中学校になった場合には、現在2つある中学校が1つになるというのはそのとおりでございます。これは、やはりさっきの要望書の中で論じられていることでありましたが、対県要望を進める中でなかなか先に進まなかったという、もう10年も延び延びになってきたというところもあって、このいわゆる実質統合という点については議論になってこなかったといたしますか、説明する機会も失われてきたように思いますが、このことにつきましても中学校の再編ということ、統合だけ取り上げればまた別な話になってくるんだろうと思いますが、今後のいわゆる学校のあり方ということも含めて町の総合政策、戦略を基本にしながら論議していかなければならないものだろうなというふうに思っております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、県教委が適切でないとする理由の2つ目でございますが、町立中学校を廃止して県立中学校1校とする提案は、学校教育法で定める市町村の中学校設置義務に抵触するというふうなのがありますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 学校教育法に抵触するのではないかといたしますが、たしか今の要望書の中では、いわゆる特区ということを考えて、この話を進めてきたように思います。これは先ほどの話とも重なるかもしれませんが、やはり今後の学校のあり方について、果た

して町内に中学校がなくてもいいのかとか、そういったこともあわせて考えを進めていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） いずれ、15年たちまして、いろいろ今までの理論武装ではなかなか県教委のほうを説得することは困難だというふうに私、思います。ですから、この機会を捉えまして、もう少し現実に合った併設型の県立の中学校ですか、中高一貫校、それこそ設置にするのか、あるいは誘致にするのか、その辺も含めまして検討を加えていただければよろしいかなというふうに思います。

次に、2番目の義務教育学校も含めての本町の少子化時代の学校教育の充実・強化についてですけれども、実際に現実的に今の出生数を見ますと30人を割っていると。大体二十五、六人前後で来ているということですが、そうしますと、なかなか複式学級をやりたくないといっても、そういうところも出てきます。大槌のほうでは大槌学園、あるいは吉里吉里学園、2つの異なる義務教育学校ですか、をやっているわけですが、この件についてはどのように捉えて、住田町内に生かせるものがあるのかどうか、お考えでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 確かに、大槌学園あるいは吉里吉里学園は県の中でも先駆けて取り組まれているわけですが、その中でメリットというものもうたわれているわけです。いわゆる、小学校と中学校の教員が共同で教育に当たれるとか、あるいは接続の段差の解消であるとか、さまざまメリットがあると思います。その中で、本町にも大いに参考になる点もございまして、それから、この学園構想でなくても、本町は財産があるといえますか、既に保育園から小・中・高と連携した教育をやっているわけです。こういったことがいわゆる子供の数が少ない時代の学校の経営にどのように役立っているかという点については、これは論を見ないところだと私は思っておるんですが、いずれ、基本は住田町の総合計画の中で、委員長が答弁しましたように学年20名、2つの学校がそのようにというふうな、そういった施策をまず念頭に置きながら、さまざまな施策を打っていきたいというふうに思っております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 最後になりますけれども、いずれ教育長が今言いましたように、住田町の教育の特徴といえますか、保・小・中・高までの連携がうまくとれているということですが、最後のところの住田高校ですね、ことしの夏の体験入学が大体50名ぐらい、弱だった

んだそうです。去年は80名ぐらいありまして、学校側では大変ショックを受けておりました。要するに、そのうちの4割が入学をする方々だということです。ですから、いずれさっきの保育所から高校までの連携の中で、高校のあり方というものも含めてきちっとやっていかないと、なかなか少子化時代の学校教育の充実・強化というのは難しいと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと。教育長の決意といいますか、その辺をお聞きして終わります。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 住田高校での体験入学、今年度は大変少なかったというふうなことでありますが、本町でも住田高校の校長先生と、気仙管内それから近隣の市町へのいわゆる住田高校のアピールとかを行っているわけなんです。今現在、住田高校の生徒確保のために打っている施策のほかにも、もっと魅力的ないわゆる高校づくりというものをこれからも進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。まず今の住田高校のよさを最大限アピールするというふうな努力を今後も継続して行っていくというところで頑張ってもらいたいというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） これで、6番、村上薫君の質問を終わります。

◇ 泉 田 是 重 君

○議長（菊池 孝君） 次に、8番、泉田是重君。

[8番 泉田是重君質問壇登壇]

○8番（泉田是重君） 8番、泉田是重でございます。

通告に従い、大きく1点についてお伺いをいたします。

1点ですが、次期町長選挙についてでございます。

(1) 平成29年8月4日に任期満了となる次期町長選挙の出馬についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

(2) の町の最重要課題である木工団地2事業体をどのように今後していくのかお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（菊池 孝君） 答弁を求めます。

町長、多田欣一君。

〔町長 多田欣一君登壇〕

○町長（多田欣一君） 泉田議員の質問にお答えします。

次期町長選挙についてご心配をいただきましてありがとうございます。泉田議員らしい端的なご質問ですので、私のほうでも端的にお答えをさせていただきます。

私の4期目の任期、ご指摘のとおり、あと1年を残すのみとなっております。これまでの議員各位、あるいは町民の皆様のご支援、ご協力をいただいておりますことに感謝と御礼を申し上げます。

議員ご承知のとおり、町長としての職責は行政課題に継続性を持って当てること、一方で区切りをつけて対処することも求められております。そういった中でいずれ次をどうするか判断をしなければならぬわけですが、現在のところは白紙の状態でございますので、当面する行政課題に精力的に取り組ませていただきたいと思います。

2番目の木工団地2事業体につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、基本的には事業体の経営再建を図るということと捉えております。そのために経営体制に新たにプレカットの専務が参加いただいたり、経営指導あるいは2事業体とプレカットとの連携、さらには京セラのアメーバー方式を導入し、各セクションのペイ・アンド・コストの数値化を通して職員の意識改革を進めているところであります。その結果を第三者のアドバイザーを入れながらさらなる改革を進めていくということで報告を受けているところであります。

地域林業の中核として木工団地の再建にこれまで同様全力を挙げてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 泉田是重君。

○8番（泉田是重君） 白紙の状態ということでございました。ほんだけれども1年切って11カ月、あと11カ月ですか、もう月日がないんですよ。足りないんです。三木・ランバーという重要課題がありますので、できればまた次の4年間を、私個人的にはやっていただきたいなというふうには思うんですが、そのつもりはないでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） それだけでなく、継続して課題となっている問題もいっぱいあります。ただ、いつまでも1人の人間がやっているということでもない、もっといいトップが出てきてくれればそれもいいことだと思っておりますので、そういったようなことも含めまして今のところは白紙ということでお答えをさせていただいたところです。

○議長（菊池 孝君） 泉田是重君。

○8番（泉田是重君） 前にも言いましたが、連帯保証人に書面での督促状を出したかどうか、税務課長ですか、ちょっとここお聞きしたいんですが。担当課長。

○議長（菊池 孝君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 連帯保証人の皆様には書面での督促状等はまだ出しておりません。

○議長（菊池 孝君） 泉田是重君。

○8番（泉田是重君） やはり、毎月まず何十万かずつ返済しているからまあ、いいんですが、出すべきではないでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 確かに毎月何十万単位とか百万単位で返済はいただいておりますが、だからいいというわけじゃなくて、これまで町長、担当課長が答弁しましたとおり、泉田支配人に経営体制が変わりまして、今、一生懸命経営改善に取り組んでおりますので、その状況を見ながらということで今考えております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 泉田是重君。

○8番（泉田是重君） やはり出すべきだと私は思います。

それで、この間、連帯保証人たちとの懇談会がありまして、ああいうのは今後続けていくかどうか、お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 先ほど瀧本議員のほうにお答えしましたけれども、ただいま経営新アドバイザーの方が2事業体のほうに入って指導をしていただいております。その方の協力も得ながら経営計画というものを今後立てるということにしてございます。その状況も見ながら、再度意見交換会なりを開催していきたいものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 泉田是重君。

○8番（泉田是重君） この間の京セラのアメーバー経営手法ということで、私もこれはすばらしい手法だと思っております。これはぜひやってほしいものだと思います。

ところで、前に副町長2人制ということで話したことがあるんですが、1人は三木・ランバーを専門にする担当として今後検討していくかどうか、お願いします。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 同じ、確かに前にそのような副町長2人制ということでお話しいただきました。状況からいけば、確かにそういう事業部門を担当する副町長というのがあるのもいいのかなとは思いますが、財政力もそれほど大きくない町でございますので、今のところは1人の副町長と、それから担当課長のほうにそういったような役割を担っていただくというふうを考えております。

○議長（菊池 孝君） 泉田是重君。

○8番（泉田是重君） 最後になりますが、2人制にして、1人専門に、特に法律に詳しい、副町長も法学部出身ということで法律に詳しいほうですが、専門にやったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

最後になりましたが、町長、任期満了まであと11カ月、ひとつ三木・ランバーの問題解決のためによろしく願いしまして、私の質問といたします。

終わります。

○議長（菊池 孝君） これで8番、泉田是重君の質問を終わります。

◇ 林 崎 幸 正 君

○議長（菊池 孝君） 次に、7番、林崎幸正君。

〔7番 林崎幸正君質問壇登壇〕

○7番（林崎幸正君） 7番、林崎幸正であります。

先般、8月30日、台風10号に被災された方々にお見舞い、またはお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に従い、大きく2点、町長にご質問をさせていただきます。

大きい1点目でございます。

C L Tの推進について。

C L T（直交集成板）の普及、推進に取り組むべきと考えることから、次の点についてお伺いします。

1点目です。

大船渡消防署住田分署の建てかえに向けて設計業者の選定が公募型のプロポーザル方式で実施されました。最優秀賞として選定された業者の提案は、構造材に集成材を使用するものであったが、建物の構造はC L T工法で建設するべきであると考えますがどうかお伺いします。

2点目でございます。

C L Tを使った建築物が普及していくことが見込まれることから、町内でもC L T生産に踏み切るべきと考えるがどうかお伺いします。

大きい2点目でございます。

市民後見推進事業についてでございます。

市民後見推進事業については、平成26年6月においても質問をしましたが、過日、大船渡市においてN P O法人が設立され、成年後見制度に関する事業や市民後見人の養成などに取り組むとした新聞報道がなされました。

市民後見推進事業の内容は、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援、その他、市民後見人の活動の推進に関する事業で、大半の市区町村の場合、次年度以降も市民後見人のフォローアップ事業を継続し、実施しております。

本事業は市区町村が事業主体であり、多くの場合は地域の社会福祉協議会が委託先として指定されております。本事業について当町はどのように考えているのか、1回目の質問いたします。

○議長（菊池 孝君） 答弁を求めます。

町長、多田欣一君。

〔町長 多田欣一君登壇〕

○町長（多田欣一君） 林崎議員の質問にお答え申し上げます。

まず1項目めのC L Tの推進について、住田分署との絡みでございますが、なお、これにつきましては先ほど午前中、瀧本議員への答弁と重複しますが、ご了承いただきたいと思っております。

大船渡消防署住田分署の建てかえにつきましては、平成28年度と29年度の2カ年事業として、建設場所は役場庁舎北側の町道向かいで運動公園の南側に隣接する箇所に建設する計画であります。

設計の発注につきましては、対外的に高い評価をいただいている役場庁舎のすぐそばに建設することとなりますので、周辺環境との調和や本町の地域特性を考慮し、豊かな創造性と高い技術力での提案を期待し、公募型のプロポーザル方式により発注業者を選定することといたしました。

公募は町のホームページへの掲載と業界紙等への情報提供により行い、6月1日に公募型

プロポーザル実施の予告掲示と、6月23日に実施要領等の公表を行ったところであり、7月12日提出期限の参加表明書では45社から提出がありましたが、最終的に7月20日までに技術提案資料の提出がなされたのは40社であります。

遠くは福岡県の業者からも応募がありました。通常は多くて10社程度の応募社数と伺っておりましたので、木造の役場庁舎に対する関心の高さの効果によるものと捉えております。

プロポーザルの審査委員会は建築や景観が専門の大学の先生方と住田分署長、消防団長、町の副町長、総務課長の7名を委員に委嘱しまして選考に当たっていただいたところであり、ます。

第1次審査は7月24日に行われまして、提出された技術提案説明書等の書類審査により第2次審査に進む6社が選考されております。選考された6社の技術提案資料は役場交流プラザで公開展示を行ったところであり、8月12日に町民ホールで行った第2次審査も公開し、多くの方々にごらんいただいたところであり、ます。

審査の結果につきましては、審査委員会からの答申のとおり、最優秀社に東京都渋谷区の株式会社SALHAUS（サルハウス）と決定したところであり、ます。

この業者の提案は、未来の風景をリードする木の消防庁舎を目指し、機能性とシンボル性、歴史性と現代性をあわせ持つ公共建築を実現するとしております。

構造につきましては、伝統木造の知恵と地場産業を生かした現代木造加工とし、具体的には町内で生産される杉の製材と集成材を使用する貫式木造ラーメン構造の提案であります。

今回のプロポーザルはあくまでも契約相手を選定するためのものでありまして、提案された内容のとおり設計されるものではありませんので、具体的な設計内容については、林崎議員からのご提案のCLTの採用も含めて今後詰めていくことになるかと思っております。

次に、町内でのCLT生産、CLT工場の設置についてであります。現在、その工場の立ち上げのための検討等を行っている状況にあります。議員ご承知のとおり、CLT工法は中高層建築のための構造材としての利用などが期待される新たな木質構造用材料でありますけれども、国ではCLTの普及に向けたロードマップを策定しておりまして、年間ですが、全国で5万立方メートルの製品を生産できる生産体制を順次整備し、平成36年度までに年間50万立方メートルの生産体制を構築する目標を掲げているところであり、ます。

そのロードマップに従い、本年4月1日までにCLTを用いた建築物の一般的な設計方法等に関して建築基準法に基づく告示が施行されました。このことにより、これまでCLT工法による建築は逐一国土交通大臣の認定取得が必要であったわけですが、比較的容易かつ一

般的な構造計算で建築が可能となり、普及がより一層進むと期待されているところであります。議員ご指摘のとおりであります。

本町の現状についてであります。前回の議会の中でも答弁させていただいておりますが、現在、町内の森林・林業事業関係者によりCLT工場立ち上げに向けた検討や取り組みをしてきているところであります。CLTは新しい部材であるため、実際の需要の見通しが不透明な部分もある状況にありますが、その不透明性をできるだけ解消するためには、CLTの需要側である複数のハウスメーカー等に工場の建設、運営に参画いただくという形で事業の立ち上げができないかということで、現在、その働きかけを進めているところであります。

それから、大きい2番目の市民後見推進事業でございますが、成年後見制度は、制度の種類として任意後見制度と法定後見制度がありますがけれども、議員ご質問の市民後見推進事業は、後者の法定後見制度において、平成23年の老人福祉法の改正によって後見等に係る体制の整備、強化として地域での市民後見人の活動を推進する取り組みを支援するものとして創設された事業であります。

成年後見人等と後見を受けるべき本人との関係では半数以上が4親等以内の親族で、それ以外では弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による後見人が高い割合となっているようであります。

厚生労働省では、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が増大することが見込まれるとして、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職の後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があるとしているものであります。

本町におきましては、これまで町が相談窓口となって成年後見制度を利用した実績はありません。社会福祉協議会が窓口となり行っている日常生活自立支援事業の活用などで、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者等が地域で自立した生活が送れるように対応をしているところであります。

しかしながら、支援を必要とする高齢者や障害者をめぐる家庭の状況は、核家族化や家族の高齢化などによって困難な課題を抱え込んでいるケースも出てきております。

議員ご指摘のとおり、8月に大船渡市で新たに認定を受け、NPO法人さんりく後見サポートアイギスが設立されたところです。主な活動の中には市民後見人の支援、養成、市民後見人、成年後見制度等の普及、啓発という活動があるようであります。活動エリアとしましては、本町での事業実施も可能であるということでありますので、社会福祉協議会など関係

機関と協議しながら検討をして、さんりく後見サポートアイギスとの連携というものも考えていかなければならないだろうというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） CLTのほうから行きますが、先般、我々議員の何名か、半数以上です、12日の、どこに決まるのかなと興味を持ちながら、それなりの設計屋さんのお話を聞いたわけでございますが、私は、決まったハウスメーカーは集成材のことを言ったと思っていますんで、あとの業者2社がCLTを使いたいというようなことの説明があったと。ところが、びっくりしたのがその集成材のほうに決まったということで、再度質問をするような形になったんですが。

今の町長の答弁からいけば、CLTはまだ、設計屋を決めて、あとは構造的にはCLTのほうも可能だというふうな答弁なんです、心配するのは、CLTをうたった設計屋のほうは、CLTとの関連を少しやっていると思うんです。この集成材のほうを言って決まった、最優秀のほうで決まったほうは集成材というふうな施工経験だと思うんです。それがもし、決まったほうのメーカーがCLT工法で分署のほうの施工しようとするとき、その実績とかそういうのというのは関係ないのかな。その点まず一応。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 今回のプロポーザルの審査に当たりましては、消防署ということでもありますので機能性はもちろんのこと、答弁にもありましたが、景観や環境への負荷、あるいは建物としての安全性、工期やコスト関係等を総合的に評価をし、最終的に最優秀社を決定したものでございます。

それで、先ほど答弁にもありましたが、株式会社SALHAUS（サルハウス）という東京の業者でございますが、CLTの実績につきましても、たしか北陸のほうの建物で実績があるというふうに伺ってございます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 私は、このCLTというのを5年追いかけてきて、何でかというところ、かの問題の住田町の2協同組合をいかに、三木・ランバーをいかに経営再建するために物を供給してそれなりの経営再建になるんじゃないかと、これしかないというような形でCLTを追いかけてきたわけでございます。ということは、将来的にだよ、課長、三木・ランバーの経営再建になるような設計屋あるいは施工業者とタッグを組み合わせながら今後住田の森林・林

業日本一を明確的に訴えて進むべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 私も2次審査の際には審査員の一人として、林崎議員のご質問のとおり、それぞれの6社の提案者が町内経済への波及をどの程度真剣に考えているのかということで、6社とも私のほうから材料供給の考え方について質問をさせていただきました。選定された業者につきましては、事前に町内の関係団体にヒアリングなどを行っており、かなり調査をしているということでした。議員おっしゃるとおり、木工団地からの材料供給を念頭にして私は質問したつもりでありますし、今回の分署建設もその経営に寄与していただけるものと期待しているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 確かに総務課長の質問も聞いております。そのとおりでございました。ただ、私が考えるのは何かといえば、問題の2業者、2協同組合をいかに再建するかということに私はかけているんですよ。そのためには、ではどういうふうにも三木・ランバーのほうから材料を供給してもらって、逆に言えば、躯体の総予算の、三木・ランバーからどのぐらいの金額なんだと、その中で三木・ランバーがどのぐらいの利益があるんだと。逆だよ、そっちのほうから入っていくべきも考えなきゃならない。せば、そういうふうな面について、ある程度のちょっとした返済猶予、返済させるためにはどうするか、これが今のチャンスだと思うんだ、俺。

今の泉田十太郎先生が経営刷新のような形で入っているんだけど、本体の木材そのものからもうけているんじゃないんだよ。せっか板をいかにして商品にして利益上げさせているだけで、そこのところなんだ、商売。そこのところをどういうふうな形で、いかに助けてやるかということ考えなくちゃならないでしょう。そこが大事な発想でないかなと。そこところを俺は聞きたいわけです。

そうするようなことも考えていけば、せば、どういうふうな発注の仕方とかということは目に見えてくるんじゃないか。将来を経営を安定させるにはどう。どういうビジネスを展開していけばいいというようなことを描けるじゃないかなと思う。そういうふうな形になってほしい。林政課長、どうですか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） そのとおりだとは思っております。町としましてもその2事業体の経営再建、それから経営の安定化という部分については非常に重要な部分というふうに考

えてございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 林政課長、総務課長、みんなも課題は共通だと思うんだよ。いかにもうけさせて返済させるかだと。そのところに尽きると思うよ、俺。そうすればどういうふうなプロジェクト組んでどういうような流れのラインを引いてやるか。需要と供給でしょう。そして、今町長が言っているとおり、今度ハウスメーカーとも組んでいかなきゃならない。そして将来的にはCLT工場をどう持ってくるかというような形。今回勝負かけなきゃならない。

これが何かといえば、東日本がまだ実践的に幾らかやっているけれども、本格的に公共事業に取り入れているのが今回だと思う。それを発信元に、宣伝としてこれを絶対CLTでやってほしいんです。そして幾らかでも三木・ランバーの再建に対しての貢献をいかにやっていくかというようなことを念頭に置きながら発注体制をとってもらいたい。町長、いかがですか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 林崎議員のおっしゃることはよくわかるんですけども、今回仮にCLT、否定するわけではないですよ、否定するわけではないですが、今、三陸木材でCLTの生産はできません。したがって、今回もしそういう需要があつてCLTを消防署に持ってくるということになりますと、どこかよそに持って行って、CLT加工して持ってこなければならぬ。そうすると、CLTとしての一つのモデルができます。東日本でのモデルができますが、住田の材を持って行って加工してもらって持ってくるという方法なのか、それとも住田の材にこだわらないで、そちらのほうでCLTをつくったのを持ってきてやるのかということまでは話がまだ進んでいません。

したがって、CLTを使うということについては私も賛成ですけども、どの場面でもどういう形、どういうルートでCLTを使うかというのはこれからの課題、これから詰めていく問題だということでお答えしたつもりです。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 今、町長が言ったそこだと思いますよ。だからできていないから、確かにそのとおり。だから、私思うんだけど、少々、極端に、少々、要するに安くすればいいというような考え方、今回無理じゃないかと。やはり住田産材を持って行って二次加工

してもらわなきゃならない。そのときにはやはりしようがない。コストが高くてもしようがないのかなと、こう。実績として残さなきゃならないから。そのぐらいは議員たちもわかると思いますよ。削ればいい。安くすればいい。だからそういうふうな考え方で、まずそのところに町産材を使って、加工してもらって、CLTで建ててほしい。これを町長、約束してもらいたい。それでなければ次に行けない。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 約束はしかねますけれども、設計屋さんのそれぞれの設計に対する基本理念もあると思いますし、林崎議員のように、少しぐらい高くなってもCLTでやるべという人もいれば、何も安くできるのに高くしなくてもいいんでないかという思いを持っている人たちもあろうかと思しますので、その辺を調整をつけながら進めていきたいと思えます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 町長、誰が反対しようが何しようがあなたの判こだからね。あなたが判こつければいいんだからそれで。だからそういうようなことを陰ながら願って、次に何年か後にCLT工場の誘致というふうな形で。町にいらなくてもいいから、常に東京に行っていて、町には副町長いるから、向こうのほうで専門に営業しながら常に情報交換してもらおうぐらいに行動して動いて、疲れっぺけれども、何とか裏のほうで一生懸命やってほしいなど、そういうふうにお願ひしまして、CLTは終わります。

次に、大きい2番目の市民後見人についてでございますが、そのとおりだと思います。ただ私も、質問事項にあります、2年前ですね、こういうようになってくるんじゃないかというような思いで2年前の6月議会でも質問しております。それで、大船渡が立ち上がったと。それで、20から50人の、大体新聞を見ますと、それなりの勉強機会を設けて、そういうような人材を育成したいというふうな旨が新聞等に載っておりました。

ということは、ちょっと皆さんに、数字的になぜこういうことが必要なのかというようなことを、保健福祉課長、ちょっと聞いておきたいことがあるんですが。障害者年金というのがありますよね。数字はびちつとでなくてもいいんです、概算で結構でございます。年金には1級と2級と3級もあるそうなんですが、その1級の認定と、2級と3級ではそれなりの金額の差が、1年間の支給額というのは大した違いますね。

それで、私が心配しているというのは、町長の答弁にもありました認知症とか知的障害、そういうふうになっていったとき、その年金の保管、管理、これ誰がやるのかなと。その保管、管理していくのに、3親等まであるらしいんですが、4親等ですか、その管理でいろん

な問題が起きつつあるということを聞いていたので2年前に質問しているんですよ。だからそれが住田町になれば結構なんです、それを心配しての質問ですので、1級と2級で結構でございますので、概算の金額を教えてくださいなと思いますので、町民課長でも結構でございます。よろしくお願いします。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 障害年金の金額というご質問でございますけれども、1級が97万円ほど、2級が78万円ほどの年額となっております。ただしこれは障害基礎年金の部分で、国民年金に加入していた方の分でございますので、厚生年金の加入期間に初診日がある場合は障害厚生年金というものが支給されますので、それには3級というのもございますけれども、金額については把握しかねているところでございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 今、町民課長のほうから答弁がありました、1級で大体97万円ぐらいなんです、1年間。2級で78万円ぐらいですか。ということは、掛ける年数になるととんでもない管理する金額というのはふえてくると思うんですよ。だからそこでいろいろ問題が起きるのが、何でもかんでも金がなければ問題が起きない。あるから問題が起きる。だからそれをいかに管理していくかが今後の後見人のお仕事じゃないかと。いろんな手続も代理人にお任せしなきゃならない時代が来ると思います。今、親が子供の預金の出し入れをしているうちがいいかもわからないけれども、親が、年齢順にいけば親のほうは必ず先に亡くなります。残るのが子供でございますので、その後の子供が残っていても問題のないように、保健福祉課長、それなりに住田町の体制をとって行ってほしいんですが、いかなもんですか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 26年のご質問の際にも検討していくということで回答しておりますが、実施主体は市町村、そして、市民後見制度の推進事業につきましては社会福祉協議会が受託先となるということで、社協のほうとも相談はしたんですが、市民後見よりは、社協のほうの法人後見、社協としての業務の中で後見制度というのが先かなという、そういうお話もあったわけですが、そういった体制がまだとれていないところであります。

ただ、やっぱり、西和賀がそのとおり先行してやっております。西和賀の社協のほうでは、実際受託してこの事業をやって、市民後見、町民後見人を養成しているということでありま

す。そして、西和賀としてはその法人後見の補完のような形で町民後見人にも、まだ実績はないようですけれども、受託できるようにしているという体制をつくっているようでございますので、実際このNPOのほうでこういった市民後見推進事業のほうにもいろいろとアドバイスしていただけたら、推進事業のほう、社協と連携して実施していただけたらということのようでありますので、町としてもそういったことを社協と協議しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 保健福祉課長、これをこういうふうな後見人を育てていくということは、そこでビジネスというか、お仕事も発生するわけ。だからそれを私は大きい目で言っていますので、そういう人を育てるということはそこに雇用も出ますんで、そういうふうなことも考えて行ってほしいと思います。ただやるんでない、そこに雇用も出てくるんだよ。仕事場もふえてくるから。将来そういうような形の世の中になっていきますんで、そのところも踏まえながら社協と協力しながらやってほしいと。そのところだ。大船渡はやっているんだ、そのところを見ながら。もう始まったんだから、そのところの考え方を一緒にしないでほしいんだ。なぜそれしているかと。何で大船渡はやって住田町はやらないのかなというのが私の考えなもので、もう少し掘り下げてちょっとやってもらえればなと思いますので、要望して終わります。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（菊池 孝君） これで、7番、林崎幸正君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時11分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 菅野浩正君

○議長（菊池 孝君） 4番、菅野浩正君。

〔4番 菅野浩正君質問壇登壇〕

○4番（菅野浩正君） 私からもたび重なる今回の台風により被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げます。一日も早い再建を願っているものでございます。

さて、通告に従いまして、大きく2点について質問させていただきます。

まず第1点目、農地保全についてでございます。

4年目を迎えました第3次住田町環境基本計画で、本町の目指す望ましい環境像を「未来につながるみたの輝き」と掲げ、少子高齢化の中で上記の望ましい環境像を具現化するために、5つの基本目標を設定し、町民や事業者、町が一体となって取り組むこととなっております。

このような中で、本町の財産である豊かな自然環境、森林、農地の果たす役割が重要でありますことから、環境保全施策の一つとしている農地保全についてお伺いいたします。

まず第1点目が、中山間地域等直接支払制度の促進によって、農業生産力の実態はどのようになっているか。

2点目は、耕作放棄地の解消を図るため、農地の利用状況調査の結果はどのようになっているかお伺いいたします。

3点目は、遊休農地解消のためのわかりやすい指導、助言、啓発活動が必要と思われませんが、今後の計画をお伺いいたします。

大きな2点目でございますが、改正公職選挙法についてでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられての初めての選挙が、7月10日第24回参議院議員選挙が行われました。どのような評価をしているかお伺いいたします。

まず1点目、投票日の次の日のマスコミ報道によりますと、7月11日総務省が発表した10代の投票率調査では、18歳投票率が際立って高くなっておりましたが、本町の結果はどのようであったか。

2点目は、主権者教育、出前授業や模擬投票の有効性が証明されたと評価していますが、本町ではどのように捉えているかお伺いいたします。

3点目は、今後の投票率向上、1票でも無効投票をなくす活動をどのように取り組んでい

くかお伺いたします。

1 回目の質問を終わります。

○議長（菊池 孝君） 答弁を求めます。

町長、多田欣一君。

〔町長 多田欣一君登壇〕

○町長（多田欣一君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、農業生産条件の不利な中山間地等で集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、協定に従って5年間継続して農業生産活動を行う場合に面積に応じて一定の額を農業者に交付するという制度であります。

現在は平成27年度から31年度の第4期対策に当たっています。

本町の現在の協定数は9集落1個人で、協定面積は水田が約60ヘクタール、畑地、採草地在り26ヘクタール、合わせて96ヘクタールであります。

中山間地域等直接支払制度の促進によって、農業生産力の実態はということですが、協定締結している9集落、1個人の対象面積内は全て管理されている農地であります。したがって、農用地等の維持管理が適切に行われているとともに、生産力も維持されているものと捉えているところあります。

(2)の耕作放棄地、それから(3)の遊休農地につきましては農業委員会のほうからお答え申し上げます。

私からは以上です。

○議長（菊池 孝君） 農業委員会会長、吉田信一君。

〔農業委員会会長 吉田信一君登壇〕

○農業委員会会長（吉田信一君） 2番の耕作放棄地の解消を図るための農地の利用状況調査結果は、についてを答弁いたします。

農地法に基づく利用状況調査は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止、解消を目的に毎年1回実施され、今年度につきましては、8月下旬から9月上旬に実施しております。現在、集計中ではありますが、また違反転用発生防止、早期発見については地元農業委員を中心に随時実施しているものであります。

過去3年間の結果を申し上げますと、平成25年度の調査結果は遊休農地が49.9ヘクタール、410筆、平成26年度は62ヘクタール、473筆であります。平成27年度は61.4ヘクタール、464筆でありました。遊休農地の増加ばかりでなく、解消される農地もありますが、人口減少、

農家数の減少、高齢化とともに増加傾向にあると捉えております。

遊休農地等解消のためのわかりやすい指導、助言、啓発活動が必要と思われるが今後の計画はと伺いました。答弁いたします。

平成28年4月農業委員会法が改正され、農業委員の選出法が公選から町長任命に変わりました。さらに農地最適化を図る現場活動を強力に進めるため農地最適化推進員が設置され、従来は農業委員の委任業務であった担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進が必須業務となりました。

本町においては、農業委員の改選期である平成29年7月からこの法が適用されます。

遊休農地解消のためのわかりやすい指導、助言、啓発活動が必要と思われるが、今後の計画を伺いたいという質問でございますが、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進については農地最適化推進員が行うこととなっておりますので、遊休農地解消のための助言、啓発活動は平成29年7月から農地最適化推進員がその任に当たることとなります。それ以前につきましては、農業委員会の任意業務でございますので、農業委員会活動として引き続き取り組んでまいります。

この作付指導については、大船渡農業改良普及センター、大船渡農業協同組合の技術指導担当等が担っておりますので、引き続き指導をお願いするものでございます。

今後関係機関、関係団体と情報共有をしながら、遊休農地解消に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 選挙管理委員長、高橋忠夫君。

〔選挙管理委員長 高橋忠夫君登壇〕

○選挙管理委員長（高橋忠夫君） 2項目の改正公職選挙法についての質問にお答えします。

まず第1番目の、7月10日の参議院通常選挙における10代の投票率についての質問についてでございますが、7月10日に執行された第24回参議院通常選挙では、菅野議員のご質問のとおり、選挙権年齢が18歳に引き下げされて初めての選挙となりました。そのため、18歳、19歳の投票状況が注目されることから、総務省では選挙翌日の7月10日に18歳と19歳の投票率を速報として発表されました。これは、全国4万7,905投票区の中から沖縄県は3投票区、沖縄以外の46都道府県は4投票区を抽出した187投票区の投票率を出したもので、結果は、18歳が51.17%、19歳が39.66%でありました。18歳のほうが19歳よりも11.51ポイント上回っております。

本町の結果はどうであったのかというご質問ですが、18歳は有権者数43人で投票者数18人、投票率は41.86%、男女別では男性が50.00%、女性が34.78%でした。

19歳は有権者数30人で投票者数4人、投票率13.33%、男女別では男性が20.00%、女性が0.00%でした。

18歳のほうが19歳よりも28.53ポイント上回っております。

次に、今後の投票率の向上に向けた取り組みについてのご質問ですが、これまでも投票率の低下が危惧され、その向上に向けての選挙制度の改正が行われてきました。それまでの不在者投票に比べて手続が簡素な投票制度として期日前投票が導入されましたし、駅構内や商業施設等への期日前投票所の設置も可能とされております。本町でも期日前投票所をこれまでの農林会館から役場庁舎の交流プラザに移したり、姥石地区の投票所の廃止に伴っては、車両による送迎を行ったりし、一人でも多く投票者がふえるような対策を講じてきております。

去る8月31日には、住田高校で県の明るい選挙推進協議会による選挙啓発授業に参加をしたところではありますが、こうした学校教育と連携した啓発事業や模擬投票などを継続する必要があると思っております。

特に今回の参議院選挙においては、本町では19歳の投票率が極端に低い結果となりました。これは、進学や就職で転出したにもかかわらず住民票を置いたままにしている方が多いことが要因と考えられ、転出する場合は必ず住民票を移す必要があることを生徒や学生に周知徹底することが求められているものと捉えております。

また、本町の年代別の投票率では、一番高いのが60代の81.32%で、次が70代の79.31%、次が50代、40代、80代、30代の順で20代と10代は90代よりも低い投票率となっております。選挙権年齢の18歳の引き下げにより、20代や30代などの若い世代の投票率向上への波及効果が期待されると思いますが、数字上ではその効果が必ずしもあらわれていないと思われまます。投票率の向上に向け、地道に啓発事業を継続していく必要があるものと捉えております。

以上で答弁終わります。

○議長（菊池 孝君） 教育委員長、多田茂君。

〔教育委員長 多田 茂君登壇〕

○教育委員長（多田 茂君） 菅野議員の2の改正公職選挙法についての（2）主権者教育の有効性について本町ではどのように捉えているかのご質問にお答えいたします。

公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、年齢満18年以上満20年未満の者が参加す

ることができる参議院議員選挙が7月10日に執行されました。全国と本町の18歳と19歳の投票率につきましては、先ほど選挙管理委員長からの答弁にもありましたが、いずれも高校等で主権者教育を受ける機会の多い18歳の投票率が、高校を卒業し大学生や社会人が多い19歳の投票率を上回る結果となっております。

主権者教育につきましては、昨年6月の選挙法の改正後、全国の高校におきまして政治参加の意味や選挙制度などの説明、模擬投票などそれぞれ工夫しながら取り組みが行われてきました。

住田高校におきましても、啓発授業や選挙権を有する生徒に限定した特別指導の実施、本年3月議会定例会における生徒の傍聴等、主権者教育の充実・強化に取り組んでまいりました。その結果、本校で選挙権を有する生徒につきましては9割以上が投票を行っております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、高校生の主権者教育は本町においても同様に一定の効果があつたものと評価をしているところであります。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 菅野浩正君。

○4番（菅野浩正君） 再質問をさせていただきます。

まず、農地保全の関係でございますが、ただいま農業委員会の会長のほうから答弁ありまして、それぞれ制度については、今後農業委員会の委員の任命制に変わるというようなことでしたが、いずれにしても当集落においては、中山間地の直接支払制度も何年か前に行いましたけれども、現在は高齢化の中で行っておりません。

そういった中で、先ほど説明がありましたように改良普及所あるいは農協等が出向いていただいて、それぞれ今取り組んでいる水田なり畑のこれからの制度なども毎年説明をいただいているわけです。

そうした中でどうしても、今年度、うちの集落でも3つの農家が田んぼを中止したわけですが、周りが農地保全というふうなことですぐ雑草化して野山にしてしまうというような中で、農林振興会としてもどのような事業を行っていくかというようなことで取り組んでおりますが、いかんせん80以上の人が多いという中で、あとは兼業農家で、それぞれ今は就職のほうも年齢も引き上げられまして、働き手がない中にあるわけです。

そうしたことで、農地保全の関係をこれからどのようにしていくか、そういったことを農政課長に、個々のわかりやすい指導、助言というようなことで、地域の中で生き生きとして、みんなで和気あいあいとして草刈り作業ができるというような方法がいいのかと思いますが、

その辺あたりをどのように捉えているかをお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 農業委員会事務局長、横澤則子君。

○農業委員会事務局長（横澤則子君） 地域の中でみんなが生き生きと、地域の農地保全にかかわれるようなことをどのように進めていこうかとしているのかというご質問かと思います。

まず、中山間地域につきましては、制度のある程度の制限があつて条件がありますので、中山間地域を、これから直接支払制度の対象になる農地をふやしていくというのはなかなか難しいところかなというふうには思いますけれども、もう一つ、農地の維持、水路や農道の維持というところで多面的機能支払交付制度というのがございます。現在、7集落が受けておりますけれども、これにつきましては対象となる団体が農業者に限らず、地域の一般住民も含めた中での対象ということになりますので、コミュニティー政策とも絡んでまいりますけれども、今年度から各地区に小さな拠点づくりということで、5地区に集落支援員を配置したり、この後地域おこし協力隊を配置する中で、地域の環境保全を地域でどのように守っていくかというところの議論も、農業者だけでなく地域全体で考えていただくような場面をつくっていくのが有効ではないかなというふうに考えてございます。

また、わかりやすい助言、指導につきましては、今までも取り組んできたところではありますけれども、農業政策というのは毎年毎年事業がすごく変わるものですから、わかりにくい場面が多いかというふうに捉えてございます。今年度、住田町の農業施策とか事業について、わかりやすい資料をつくって皆さんに配布できるような環境を整えたいなということで、今準備を進めてまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 菅野浩正君。

○4番（菅野浩正君） 先ほど言いましたように、農林振興会を通して事業計画によって事業費が支払いされるという計画なようですので、できるだけみんなで力を合わせて、事業費を何とかして運営費に回していきたいというような気持ちがあります。

そういった中で、遊休農地の草刈り事業等を行うわけなんですけど、常に、今80代の方でも自分のうちの、ゴルフ場並みに草刈りをしている方もおりますし、そういった方々を少しでもやっぱり勇気づけられるような事業費の支払いの方法なども検討してみたいかなものではないでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 農業委員会事務局長、横澤則子君。

○農業委員会事務局長（横澤則子君） やっぱり集落で何かを取り組むときの事務局とか補助

金の申請、計画というところの事務の煩雑さというのがなかなか、いろいろなさまざま支援事業に取りかかれないという要因の一つであろうかというふうにも捉えてございます。

先ほど申し上げたように、小さな拠点づくりの中で、地域の中で考えていただくという方法もございまして、農林業振興会の活動補助金につきましても、まだまだ使われていない地域もございまして、そちらの農林業振興会の活動補助金につきましても農政課サイドでサポートをしておりますので、どのような形であれば地域の方々がみんなで農地を守っていくという形がとれるのかを一緒に話し合いを進めながらつくり上げられたらいいのではないかなというふうに考えてございまして、現在、9月から各地区農林業振興会を回って意見交換会をしております。その際にも、そのあたりのお話も情報提供しながらできればいいのかなというふうに考えてございます。

いずれ、今年度はある程度各地区等回って意見交換をしながら来年度からの取り組みにどう向けるかというところの対応を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 菅野浩正君。

○4番（菅野浩正君） 農業委員会の会長に、先ほど農業委員会の委員の中からのこっちのほうの、地域支援員ですけれども、何委員と言いましたか。もう一度お聞かせ願います。

○議長（菊池 孝君） 農業委員会事務局長、横澤則子君。

○農業委員会事務局長（横澤則子君） 私のほうからお答えさせていただきます。

農地最適化推進員というふうに名前が、農業委員のほかに農地最適化推進員というのが新たに新設されることになってございます。

○議長（菊池 孝君） 菅野浩正君。

○4番（菅野浩正君） 次に、大きな2点目のほうですが、移らせていただきます。

文部科学省がことしの5月に実施した調査によると、昨年度、全国の高校や特別支援学校高等部約6,000校のうちの94%が主権者教育に取り組んだという報告がなされております。約3割の学校で選挙管理委員会との連携した出前授業や模擬投票が行われたということでありまして。こういったことがあって、学者の方々の話ですと、一過性のイベントに終わらず、主権者教育はやっぱり長い目で取り組んでいく必要があるのではないかというふうに言っておりますが、その辺のあたり、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） この主権者教育につきましては、議員ご指摘のとおり、継続して

どの校種でも指導していくという必要はあると思います。本町におきましては、住田高校は議員ご承知のとおり、傍聴に來たりとかさまざまな活動で主権者教育を受けているわけですが、小・中については社会科において公民関係の授業は受けてはおりますが、高校のような活動はまだ行っていないというところでございます。

○議長（菊池 孝君） 菅野浩正君。

○4番（菅野浩正君） いずれにしましても、これからの住田町の行く末を担う子供たちに一人でも多く関心を持っていただくという教育が必要となると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、最後になりますけれども、中央選管、県選管が決めるわけですが、住田町でどうのこうのというわけではないんですけれども、私のほうで、無効投票について住田町が125ということで、投票された方々の3.82%ということで高い数字になっております。もちろん比例区と選挙区と2つというような形で、高齢者が多い中で大変間違いがあると思いますが、特に大船渡の数字、高田の数字と比べてみれば、1ポイントちょっと多いわけですね。その辺あたりをやはり今後考えていく必要があるのではないかと。何かありましたらお答えを願ひいたします。

○議長（菊池 孝君） 選管書記長、佐藤英司君。

○選挙管理委員会書記長（佐藤英司君） 無効票をできるだけなくす方策ということでございます。議員のご質問にあったとおり、このごろの国政選挙におきましては、衆参どちらも選挙区、それから比例区、衆議院ではそのほかに国民審査というような投票が求められておりました。投票用紙を配付する際には一度に配付せず、その都度配付しながら候補者名を書く投票ですとか、政党名を書く投票ですとかというようなことを行って、できるだけ無効票を減らすような事務従事に努めているつもりでございます。いずれ、選挙制度がそういった複雑になればなるほど無効票も多くなる傾向にあるとは思いますが、そういった取り組みなどにより無効票を減らすように努めていく必要があるものと捉えてございます。

○4番（菅野浩正君） 終わります。

○議長（菊池 孝君） これで、4番、菅野浩正君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊池 孝君） お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分